

「空家等対策の推進に関する特別措置法」施行1年を経たの全国実態調査 集計結果

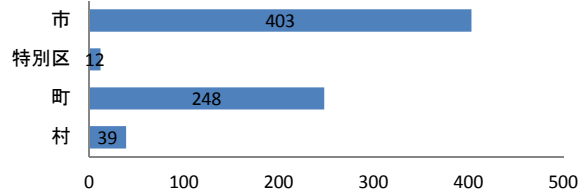
【対象】 1,741 市区町村
 【有効回答数】 702 市区町村 (回答率) 40.32%

1 貴自治体の属性

問1 貴自治体は次のいずれに当たりますか。該当する番号1つを選択してください。

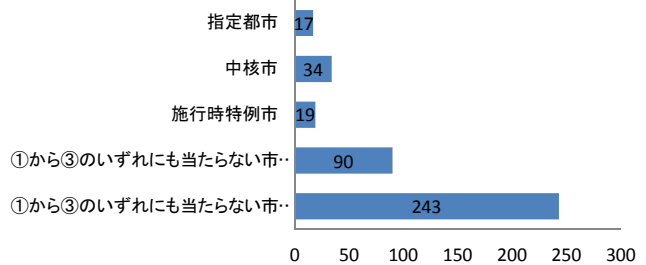
	回答数	割合※
① 市	403	57.4%
② 特別区	12	1.7%
③ 町	248	35.3%
④ 村	39	5.6%
計	702	

※有効回答数に占める割合(以下同じ)



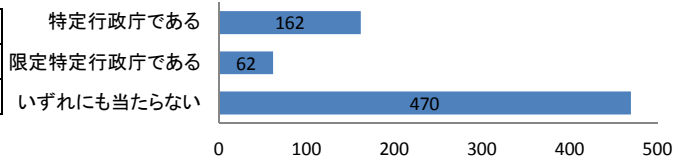
問2 問1で①と回答された自治体についてお尋ねします。貴自治体は次のいずれに当たりますか。該当する番号1つを選択してください。

	回答数	割合
① 指定都市	17	2.4%
② 中核市	34	4.8%
③ 施行時特例市	19	2.7%
④ ①から③のいずれにも当たらない市のうち人口10万人以上の市	90	12.8%
⑤ ①から③のいずれにも当たらない市のうち人口10万人未満の市	243	34.6%
計	403	



問3 貴自治体は、建築基準法上の特定行政庁（同法2条35号）又は限定特定行政庁（同法97条の2第1項又は同法97条の3第1項）ですか。該当する番号1つを選択してください。

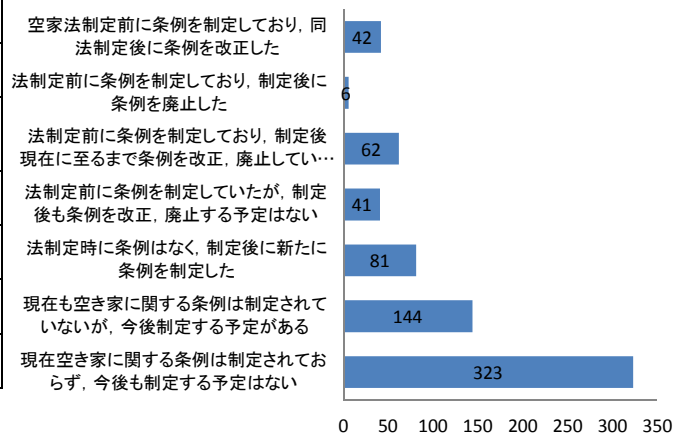
	回答数	割合
① 特定行政庁である	162	23.1%
② 限定特定行政庁である	62	8.8%
③ いずれにも当たらない	470	67.0%
計	694	



2 空き家条例の制定状況等

問4 空家法の規定内容と同種の規定を有する条例制定の状況について、空家法制定に伴う影響及び現在の状況として、該当する番号1つを選択してください。

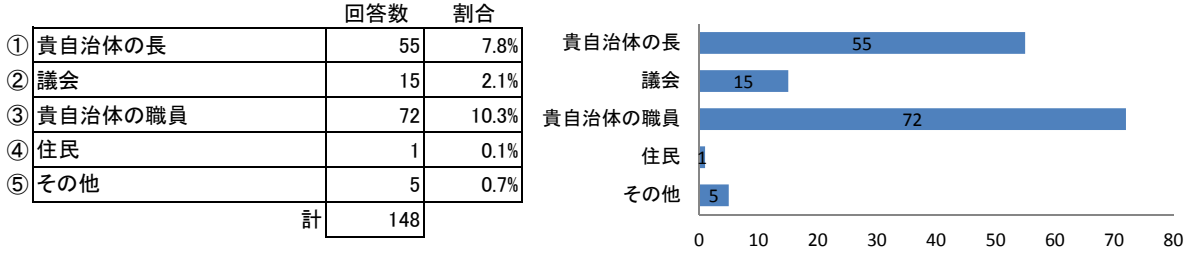
	回答数	割合
① 空家法制定前に条例を制定しており、同法制定後に条例を改正した	42	6.0%
② 法制定前に条例を制定しており、制定後に条例を廃止した	6	0.9%
③ 法制定前に条例を制定しており、制定後現在に至るまで条例を改正、廃止していないが今後改正又は廃止の予定がある	62	8.8%
④ 法制定前に条例を制定していたが、制定後も条例を改正、廃止する予定はない	41	5.8%
⑤ 法制定時に条例はなく、制定後に新たに条例を制定した	81	11.5%
⑥ 現在も空き家に関する条例は制定されていないが、今後制定する予定がある	144	20.5%
⑦ 現在空き家に関する条例は制定されておらず、今後も制定する予定はない	323	46.0%
計	699	



問5 問4において①, ③, ④又は⑤と回答された自治体についてお尋ねします。貴自治体の条例検索システム上のURLを入力してください(なお、該当ページに直接リンクするURLが存在しない場合の御入力は不要です)。(省略)

問6 問4において①, ③, ④又は⑤と回答された自治体についてお尋ねします。貴自治体の条例の特徴を説明してください。(自由記載)
(別紙参照)

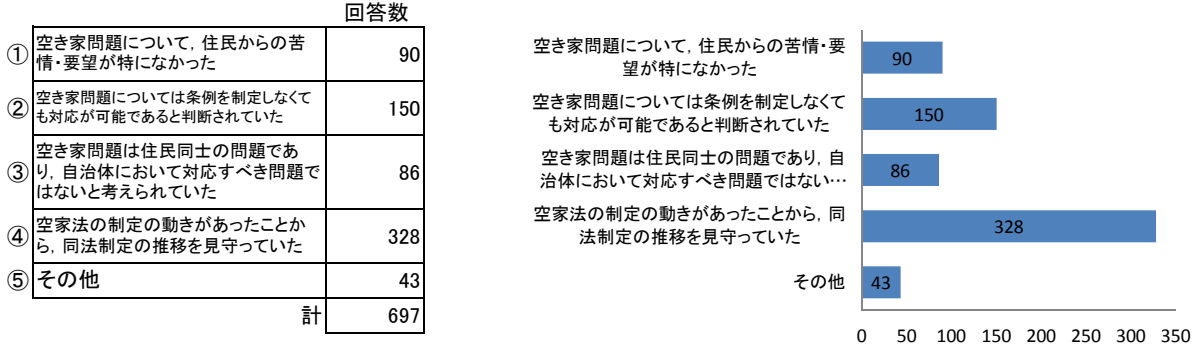
問7 問4において①から④と回答された自治体についてお尋ねします。空家法制定以前に条例を制定した際に、最も主導的な役割を果たしたのは誰になりますか。該当する番号1つを選択してください。また、その他を選択した場合は、具体的内容も併せて記入してください。



⑤その他

警察署	1
地域の自治区長	1
長諮問機関としての空き家対策検討委員会(区職員, 区議会, 町会, 有識者)を設置し, 条例制定を検討した。	1
副市長	1
不明	1

問8 問4において⑤から⑦と回答された自治体についてお尋ねします。空家法制定前から、自治体の一部において独自に空き家対策の条例を制定する動きがありました。貴自治体において、空家法制定までに空き家対策条例を制定しなかった理由として、該当する番号全てを選択してください。また、その他を選択した場合は、具体的内容も併せて記入してください。

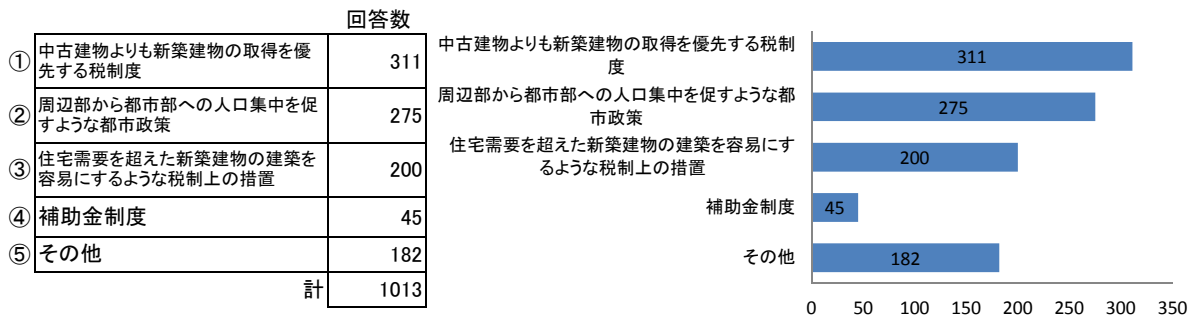


⑤その他

空き家の活用について要綱で整理していた。	13
各分野の担当課が現行の制度などで対応していたから。	
環境保全条例で対応していた。	
環境保全条例の一部で読みとっていた。	
景観修景施策として廃屋撤去費を補助することのできる制度を設け、強制力によらない空き家対策を進めていたため。	
景観条例を制定している。	
生活安全条例等、他法令での対応をしていた。	
その他条例により指導・勧告を行ってきた。	
他の条例において対応が可能だった。	
町環境保全条例において「空き地等」の定義で対応していた。	
法制定前に条例ではなく要綱を制定している。	
放置家屋等の適正管理に関する要綱をH23.3に制定し、要綱に基づいて対応しておりました。	
老朽化して危険な状態にある建物(空き家かどうかは不問)への対応を規定した条例をH25.7に制定している。	
空き家については私有財産のため、管理は個人に任せていた経緯があります。	6
空き家問題はあくまでも住民同士の問題であるが、住民からの苦情・要望等あった際は話を聞いたり、所在地の区長などに相談していた。	
個人財産に関する事に行政が関与すること(自己財産を適正に関与しない者)に行政が関与する事に不公平感を感じる。	
個人の財産であることから、基本的には個人が対応すべきと考えます。	
条例制定が、空き家所有者や関係者による責任放棄につながる懸念があった。	
条例で対応する必要があり、かつその合理性が認められる場合は、適法であるという解釈はあるものの、条例で財産権を規制することについて、憲法上及び法律上適法であるという決定には至らなかった。	

住民からの苦情・要望件数が少なく、個別に対応し直接適正管理を促していた。	6
条例制定の必要性について特段議論されることがなかった。	
条例制定をしなければならないような事象もなく、条例制定の要望等もなかったため。	
条例による対応を必要とするような空家がなかったため。	
問合せが少ないため。	
本市には空き家の数が少なく、現在のところ空き家対策が課題となっている状況ではありません。	
空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則にて運用。	4
規則のみで対応できると判断した。	
国の法整備を待っていた。(自治体独自の条例では特定空家等の対策が難しいため)	
条例制定の準備をしていたところ、空家法が制定されたため、同条例の制定を見送った。	4
上記②と考えるが、所有者の特定作業で情報共有が必要な物件などを除き、原則特定行政庁の権限で対応している現状から、条例化に踏み込んでいませんでした。	
道の指針・条例に従う。	
特定行政庁へ建築基準法での対応をお願いしていたため。	
本市は特定行政庁でないため。	4
空家法が制定され、運用していく中で、条例が必要と判断した場合に制定予定であったため。	
空き家の実態を把握したうえで、条例化の必要性について検討する。	
今年度実態調査業務を行っており、結果をもとに条例制定まで行うべきか検討するため。	
組織や体制作り、条例が目指すところの確立、違法条例の制定リスク等々、制定にあたり情報収集や事前準備が必要。	
所管部署なし	4
その他	2

問9 空き家が増加する制度上の原因として大きなものとお考えになるものについて、該当する番号2つまでを選択してください。また、その他を選択した場合は、具体的内容も併せて記入してください。



⑤その他

<p>空家等の所有者等と思われる方への状況調査では、概ね7割の所有者等が本市内に居住している結果から、複数物件の所有者に対する税制度上の策も必要ではないかと思えます。</p> <p>空き家となっても、特定空家等に認定されない場合、住宅用地に対する固定資産税の特例措置により、税負担が軽減されるため。</p> <p>空き家を解体し更地にすると税金の免除が受けられなくなる税制度</p> <p>空き家を解体するより残しておいた方が、固定資産税が安い。</p> <p>空き家を壊すと税金が上がるから。法制定後も壊しても税が有利にならないから。</p> <p>空き家を処分して更地にするより空家のままの方が課税額が安い。</p> <p>空き家を撤去し更地にすると固定資産税の軽減措置が受けられなくなるので、不要な住宅の放置につながる。</p> <p>空き家を取り壊して更地にすると実質的に固定資産税が高くなる。</p> <p>空き家を放置しても所有者が困らないような税制度</p> <p>居住の実態がなくても、住宅用地の特例の対象となっているため。</p> <p>固定資産税及び都市計画税の住宅用地の特例控除</p> <p>固定資産税最大1/6の軽減措置</p> <p>固定資産税土地の減免措置</p> <p>固定資産税における住宅用地による特例措置</p> <p>固定資産税のいわゆる「宅地軽減措置」</p> <p>固定資産税の軽減措置(住宅用地の特例措置)</p> <p>固定資産税の住宅用地特例(8)</p> <p>固定資産税の住宅用地特例措置(2)</p> <p>固定資産税の住宅用地特例の適用(2)</p> <p>固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例</p> <p>固定資産税の住宅用地の特例措置</p> <p>固定資産税の特例措置</p> <p>固定資産税の優遇措置</p> <p>固定資産税の1/6控除</p> <p>住宅の解体に伴い固定資産税の住宅用地特例措置適用除外となることによる負担増への懸念</p> <p>住宅用地特例など住宅ストックの供給の視点に偏った税制上の優遇措置</p> <p>住宅用地特例の存在</p> <p>住宅用地に対する固定資産税軽減措置</p> <p>住宅用地に対する固定資産税の特例措置</p> <p>住宅用地の固定資産税の特例制度</p> <p>住宅用地の特例措置</p> <p>住宅用地の特例を受けている土地の上に立っている空家を解体した場合その特例がなくなるため、土地の固定資産税が上がる。</p> <p>更地にすることによる固定資産税の取り扱いが不利であること</p> <p>更地にするよりも空き家のまま残した方が固定資産税が安くなる税制度</p> <p>更地にすれば固定資産税の住宅用地特例が解除される税制上の措置</p> <p>税制度(家が建っていると固定資産税が安くなる)</p> <p>相続された中古物件を処分する際に、税制上の減免措置がないため。</p> <p>相続することが義務でない法令等、所有者が必ず負担するように毎年の固定資産税に除却費相当分を少しずつ上乘せするような事前徴収の仕組みがないため。</p> <p>相続人を明確にせずに放置できる税制度</p> <p>宅地における固定資産税の優遇</p> <p>建物があることによる土地の固定資産税の優遇</p> <p>地方税法上、建物があれば土地の固定資産税及び都市計画税が更地と比べて安いため。</p> <p>地方税法に規定する「住宅用地特例」の対象外となることを懸念して、解体を見送っているケースが多い。</p> <p>長期間、空き家の状態が続いても固定資産税の特例が引き継がれる現行の税制度の運用上の問題</p> <p>土地に対する固定資産税の特例</p> <p>土地の固定資産税軽減制度</p> <p>不動産登記法が適正運用されていない、空き家でも残していれば土地の固定資産税が安くなる税制</p> <p>古い住宅の固定資産税は免税点制度により課税されないため、管理せず放置されている場合が多い。</p> <p>老朽空き家の固定資産税が安い。</p>	58
---	----

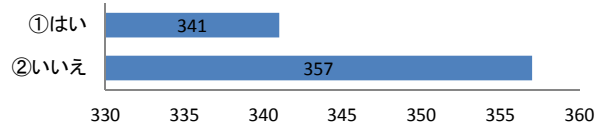
親の死後、子どもが相続で住宅を取得したが、子どもの住所地が遠方のため、普段より住宅の管理ができていない。
核家族化及び高齢化の進展
核家族化が進んだこと、都市部への人口流動
核家族化、独居老人の増加
核家族化で高齢世帯が増え、相続後に住む家族がいないため。
核家族化等に見られるように、社会形態の変化によるものが多く制度よりも企業の販促技術の向上によるものと考えられる。
核家族化等による高齢単身世帯の増加
過疎化
過疎化、少子高齢化、地域の活力減退、市町村の財政の逼迫、地方経済の停滞
過疎化による人口減少
急速な少子高齢化社会の到来
経済活動最優先で、核家族を中心としたライフサイクルを確立させてきた施策や制度
高齢化
高齢化、人口減少など
高齢化に伴う人口減少と、建築物のある土地への税制優遇
高齢者のみ世帯の増加
高齢者一人暮らしの増加、若者の都市部への流出
子育て等の負担による少子化
子どもが町外に出ており、実家の管理を行わない。
雇用が都市部に集中しており、就職、結婚のタイミングで人口が流出してしまうため。
少子化による人口減
少子高齢化、核家族化
少子高齢、核家族化
少子高齢化社会
少子高齢化に伴う、人口減少の傾向が強まると考えられるため。
少子高齢化による相続問題
少子高齢化の加速に対応した法令整備の遅れ
少子高齢化や、相続税の問題等
所有・管理者の意識等
所有者が亡くなり、相続人が遠方に住んでいるケースが多い。
人口が減れば空き家が増えるのは必然。
人口減少
人口減少かつ、親子別世帯の増加により、高齢者等が住んでいた建物が空き家となりつつあるのでは。
人口減少、高齢化、核家族化
人口減少社会への変化による、核家族化の進展により、建物が一代限りで使い捨てられるようになっているため。
人口減少による空き家の増加。住宅の立地条件が良くないため。
人口の減少
人口の減少、高齢化
人口流出、所有者の死亡等
住む場所と働く場所は近いほどよく、周辺を含め雇用の場も必要なため。
制度上ではないが、核家族化の進行による、高齢者世代の増加、跡継ぎ問題。
制度上の原因とは別に地域における雇用問題、核家族化
制度上の問題よりも個人的理由(子の移住等)によるものがほとんどではないか。
制度の問題ではなく、日本における高齢化率の上昇や人間関係の希薄化だと考える。
世帯数の減少(空家はあまり増えていない)
大都市への人口流出
地価下落による都心部への回帰
島外へ生活の拠点を移すこと
ライフスタイルの変化と核家族化で、住宅に対して跡取りがいないこと。

所有者死亡時の相続が義務化されていないこと。	
所有者等死亡に伴う相続の発生、遺産分割協議書等の取り交わしが行われていない等の理由	
所有者等の空き家に対する認識や不動産登記法や民法(相続関係)等の関係法令の不備	
制度上の原因より、相続関係の問題。	
相続制度及び家屋の登記制度	
相続制度(周知不足)	
相続制度が煩雑。	
相続制度による管理責任の迷走	
相続手続き・制度	
相続登記が義務とされていない登記制度	
相続登記がなされていない	
相続登記がなされないことによる所有者責任感の欠如	23
相続登記手続きが任意による所有権の問題	
相続人が適切な管理を行っていないため。	
相続人が複数人になる場合の売買等の法手続きが煩雑であること	
相続の登記を義務化していないこと	
相続放棄	
相続放棄が容易に行えることと裏腹に財産管理人専任申立てに係る手続きが容易ではない。	
相続放棄制度	
相続問題(2)	
登記が義務でないこと、所有権移転に経費がかかること、相続放棄後の空き家の管理が徹底されていないこと	
容易な相続放棄、国庫帰属の困難さ	
国の住宅施策や社会経済の動向が、新築を推奨し、中古住宅の流通や改築、解体などに対して積極的なものではなかったため。	
国勢を顧みず、(国策として)計画性を欠いた新たな宅地の過剰供給、都市部では再開発をはじめとする建築物の高層化は、老朽化また未利用となった建築物の解体の必要性や機会を喪失させることにより、現在に至ったと判断します。いつかの時点で、新造成地の購入、建替えによらない建築行為には、解体費に見合う税額を課すなどの施策の実施があれば、既存宅地の利用を促し、少なからず建築物の新陳代謝が進捗していたものと考えます。	
税制以前に、過剰な住宅の供給	
住宅需要を超えた新築建築物の建築を容易にするような住宅貸付金利政策	10
住宅需要を超えた新築建築物の建築を容易にするような都市計画法の措置	
宅地開発の促進	
中古住宅と新築住宅の性能の差が大きい(耐震や断熱など)	
中古住宅の流通が十分になされない不動産流通制度、習慣	
中古物件の流通市場の整備不足	
若者の新築志向	
建築基準法の再建築条件	
建築基準法の制度改正による再建築不可の建物の増加	3
建築許可に解体の義務付けがない。	
市街化調整区域における空き家活用の制限	
新築住宅購入に際しては自動車や家電リサイクルのような資源循環の制度がないこと	3
ストック空き家活用施策が充実していないこと	
空家を放置しても厳罰する制度がないこと	
新築時に予め解体費を徴収する税制度など所有者自らに必ず解体させる制度の欠如	3
制度政策の問題ではなく、自己財産を適正管理を放棄する個人モラルの問題	
新しいものを好む日本人の民族性	1
居住の実態がないにもかかわらず住宅用地特例が認められてきた固定資産税制。また、制度ではないが、人口減少による住宅・土地需要の低下など。	1
建築基準法上再建築等が困難、固定資産税の住宅用地特例により除却が進まない、農地取得に制限あり。	1
硬直的な私有財産制度	1
固定資産税の小規模住宅用地特例、建築上の接道要件	1
固定資産税の住宅用地軽減が空き家にも適用される・所有者に適切な登記をさせるような制度設計がなされていない(所有権移転登記を行わなくても罰則がない等)。	1
固定資産税の住宅用地特例、相続登記が義務でないこと	1
固定資産税の住宅用地特例の空き家への適用の現状、民法915条1項の実効性確保規定の欠如	1
住宅の品質(住環境、耐震)、住宅用地特例	1
所有者のモラルの低下、相続手続きの認識不足、所有者の財政困難など	1
新築が良い感。核家族化と親との同居減少。相続未完結及び同売却益課税に対する過大負担感。親の資産を失いたくない感。	1
相続制度の理解不足、消耗品的な家屋の利用と家屋の構造。	1
相続の手続きを行わず、放置することが可能な、税制や法定相続等の現行制度	1
宅地の住宅特例による解体後の固定資産税増、登記不備による罰則不足、死亡者等の登記になっている場合の手続きが複雑	1
同敷地で建替できない場合等に住宅用地の特例制度、所有者が故人のまま放置できる登記制度	1
不明	16
その他	2

3 空き家対策の所管及び市内連携状況等について

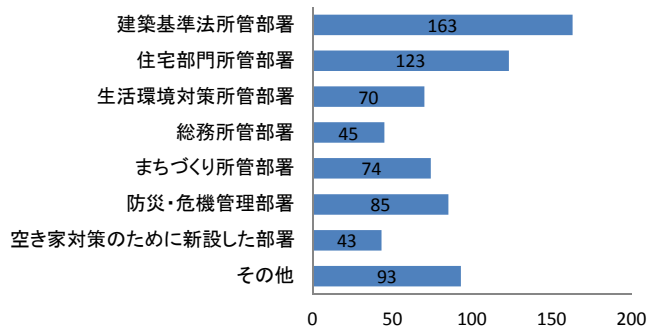
問10 貴自治体では、まちづくり・都市計画の視点をもって空き家対策を行っていますか。該当する番号1つに○を付けてください。

	回答数	割合
①はい	341	48.6%
②いいえ	357	50.9%
計	698	



問11 空き家対策のうち、老朽家屋の除却等に関する事務を所管している部署は、次のうちいずれですか。該当する番号1つを選択してください（複数の部署が所管している場合は、主たる所管部署をご回答ください）。また、その他を選択した場合は、当該部署の空き家対策以外の主たる所管業務も併せて記入してください。

	回答数	割合
① 建築基準法所管部署	163	23.2%
② 住宅部門所管部署	123	17.5%
③ 生活環境対策所管部署	70	10.0%
④ 総務所管部署	45	6.4%
⑤ まちづくり所管部署	74	10.5%
⑥ 防災・危機管理部署	85	12.1%
⑦ 空き家対策のために新設した部署	43	6.1%
⑧ その他	93	13.2%
計	696	



⑧その他

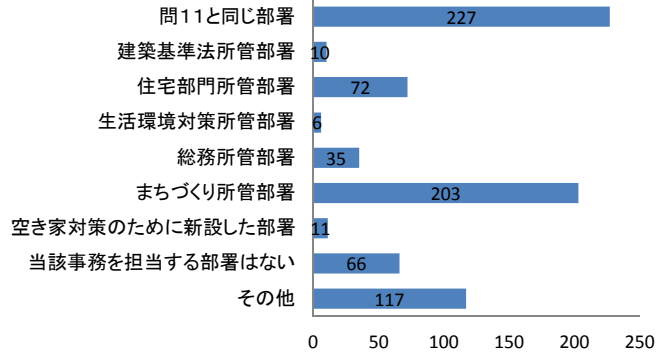
安全安心街づくり, 防犯対策	21	
環境事業部		
環境生活部生活安全課(交通安全, 防犯, 市民相談)		
市民安全対策部署		
住民所管		
地域の支援に関する部署		
地域の自治会を所管する部署		
地域防犯等所管部署		
町民運動及び住民自治活動		
町民生活対策所管部署		
防犯・交通安全部署		
防犯, 自治会		
防犯所管部署		
防犯対策業務		
防犯対策所管部署		
防犯対策部署(2)		
防犯担当部署		
防犯部署(2)		
防犯・防災・危機管理部署		
建設課		9
建設課(道路管理, 市道認定等を担当する係)		
建設部門所管部署		
建築営繕部署		
建築・土木		
建築物営繕		
公営施設管理・営繕所管部門		
公共施設の管理担当が当該事務を担当している。		
市営住宅担当部署		
景観所管部署		
都市計画所管部署(2)	9	
都市計画所管部門		
都市計画担当課		
都市計画担当部署(住宅, 建築指導, 公園, 開発等)		
都市計画部署		
都市計画法所管部署		
都市整備部		

地域振興所管部署	3
地方創生(企業誘致・住宅団地整備)	
定住促進担当部署	
企画財政部署	1
企画政策部総合政策課(シティープロモーション, 統計, 総合計画 など)	1
区役所	1
総合政策所管部署	1
総務課	1
老朽家屋対策, 建築物の耐震化, 建築基準法に基づく違反建築物の是正指導等を行う部署	1
①②に加え, 道路, 河川, 土木災, 都市計画, 公園等々	8
建築基準法所管部署と住宅部門所管部署の共管	
建築基準法所管部署, 防犯住宅部門と生活環境部門	
総務課, 町民課, 建設課による空き家対策室	
②住宅部門所管部署及び⑦空き家対策のために新設した部署	36
複数の課にまたがっている状況	
防犯所管部署が取りまとめ, 区役所及び建築基準法所管部署が実務を行う。	1
未定	36
その他	1

問 1 2 空き家対策のうち、空き家の利活用を担当している部署はどこですか。問 1 1 と同じ部署であれば①を、異なる場合は②以降の選択肢の中から該当する番号全てを選択してください。また、その他を選択した場合は、当該部署の空き家対策以外の主たる所管業務も併せて記入してください。

回答数

① 問11と同じ部署	227
② 建築基準法所管部署	10
③ 住宅部門所管部署	72
④ 生活環境対策所管部署	6
⑤ 総務所管部署	35
⑥ まちづくり所管部署	203
⑦ 空き家対策のために新設した部署	11
⑧ 当該事務を担当する部署はない	66
⑨ その他	117
計	747



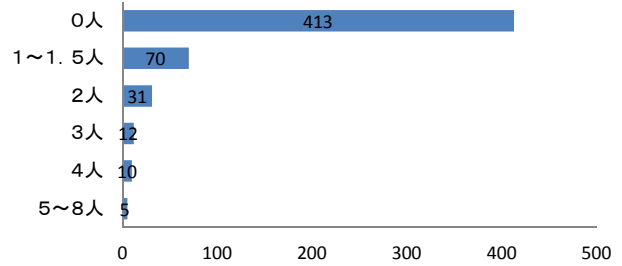
⑧その他

移住交流	35
移住交流担当部局	
移住交流担当部署	
移住支援・産業支援所管部署	
移住総合相談窓口	
移住促進担当部署	
移住促進を担当する部署	
移住担当部署	
移住・定住関連施策	
移住定住所管部署	
移住・定住所管部署	
移住定住推進所管部署	
移住・定住促進所管課	
移住・定住促進のために新設した部署	
移住定住促進部署	
移住・定住促進部門所管部署	
移住定住対策所管部門	
移住・定住担当部署	
移住・定住を主にした部署	
移住定住を推進する部署	
移住を推進する部署	
過疎地域対策等を行う部署	
人口対策部署	
人口減少対策所管部署(政策部門)	
人口減少対策・地域創生担当部署	
定住化推進部署	
定住少子化対策担当部署	
定住推進部署(定住相談窓口, 定住関連補助金, 縁結び事業)	
定住促進センター	
定住促進対策所管部署	
定住促進対策部署	
定住促進担当部署(2)	
定住対策所管部局	
定住担当(定住施策業務)	
企画	
企画課(2)	
企画課, 定住促進・企業誘致	
企画所管部署(2)	
企画所管部署(企画財政課: 空き家バンク担当)	
企画所管部署(少子化・人口減少対策課)	
企画所管部署(総合企画, 地方創生, 観光, 地域づくり等)	
企画政策課 定住対策室	
企画政策所管部署	
企画政策担当部署	
企画政策部署	
企画政策部署(空き家バンク等)	
企画政策部署(人口減少対策)	
企画担当課	
企画・PR	
企画部署(6)	
企画部門(3)	
市政の政策・企画所管課	
政策企画課コミュニティ再生担当係	

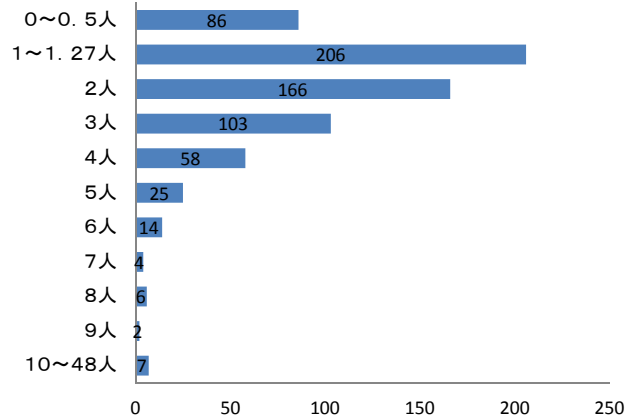
政策企画課(市の総合計画や広域行政, ふるさと納税に関する事など)	17
政策企画を担当する部署	
政策立案所管部署	
産業振興所管部署	
商工観光課	
商工観光課(移住促進を担当する係)	
商工・交流関係部署(移住対策: 空き家バンクのみ)	
商工所管部署(2)	
商工振興・移住促進所管部署	
商工振興課	
商工担当部署(企業誘致, 移住定住)	
商工労政部署	
振興課 商工観光係	
観光所管部署: 今年度観光施設(休眠店舗や空き保養所など)の実態調査業務を実施	
観光の企画及び立案に関する部署	
経済振興部署 商工・観光・工業労政業務	
地域振興	
地域振興部局及び商工部局	
地域づくり企画振興部門	
福祉部局	2
福祉部門所管部署	
教育委員会所属の部署, 伝統的建造物群保存地区	1
建築関連の施策全般の所管部署	1
次世代支援地域活力創造課(移住・定住に関する事, ふるさと納税, 総合戦略に関する事)	1
市民部門 移住・定住, 地域・離島振興, 交通防犯	1
地方創生推進部署	1
長期計画所管部署	1
特命的な事務を執行するための部署で空き家対策を検討	1
防犯所管部署	1
同じ部署だが, 担当係が異なる。(除去一行革推進係, 利活用→復興推進係)	5
現在, 上記(2), (3), (4), (6)をはじめ福祉, 産業部門の部署による庁内プロジェクトチーム(委員会)により利活用を担当しています。	
庁内各課	
複数の部署で対応予定	
窓口としては問11と同じであるが, 関係課と協働で担当。	
検討中・未定	19

問 1 3 空き家対策のうち、老朽家屋の除却等に関する事務を所管している部署において、当該事務を所掌する職員の数は、専任・兼任それぞれ何人ずつですか。専任又は兼任の職員がいない場合は、各欄に「0人」とご回答ください。

【専任】	回答数	割合
0人	413	58.8%
1～1.5人	70	10.0%
2人	31	4.4%
3人	12	1.7%
4人	10	1.4%
5～8人	5	0.7%
計	541	

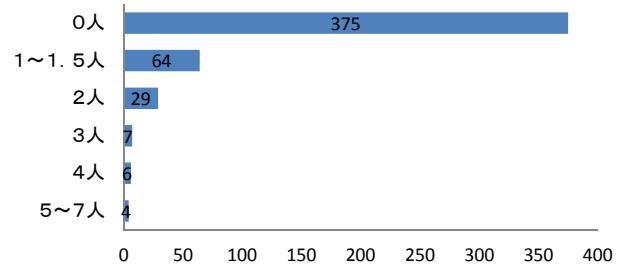


【兼任】	回答数	割合
0～0.5人	86	12.3%
1～1.27人	206	29.3%
2人	166	23.6%
3人	103	14.7%
4人	58	8.3%
5人	25	3.6%
6人	14	2.0%
7人	4	0.6%
8人	6	0.9%
9人	2	0.3%
10～48人	7	1.0%
計	677	

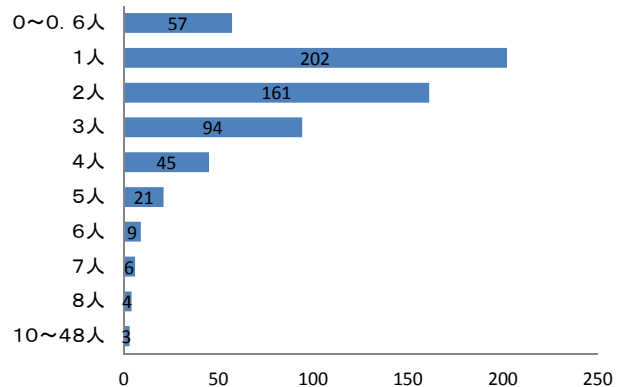


問 1 4 空き家対策のうち、空き家の利活用に関する事務を所管する部署において、当該事務を所掌する職員の数は、専任・兼任それぞれ何人ずつですか。

【専任】	回答数	割合
0人	375	53.4%
1～1.5人	64	9.1%
2人	29	4.1%
3人	7	1.0%
4人	6	0.9%
5～7人	4	0.6%
計	485	

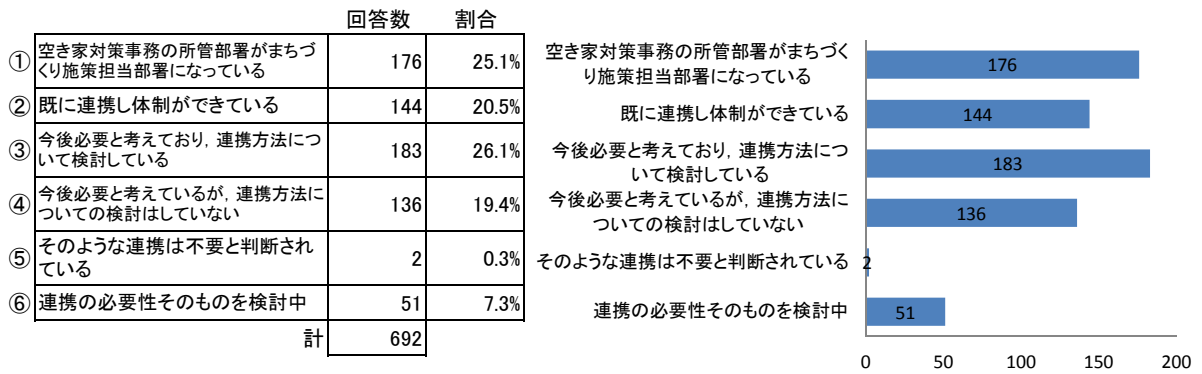


【兼任】	回答数	割合
0～0.6人	57	8.1%
1人	202	28.8%
2人	161	22.9%
3人	94	13.4%
4人	45	6.4%
5人	21	3.0%
6人	9	1.3%
7人	6	0.9%
8人	4	0.6%
10～48人	3	0.4%
計	602	



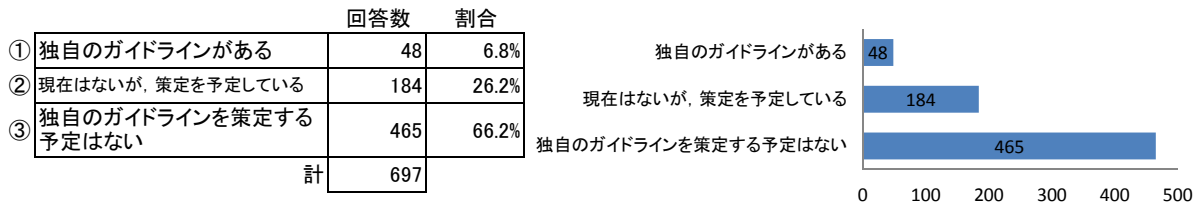
所管部署はない	91	13.0%
---------	----	-------

問 15 貴自治体において、空家法を主に所管する部署と、まちづくり施策を担当する部署との現在の連携状況について、該当する番号1つを選択してください。両方の事務が同一部署にある場合には①を、異なる部署にある場合には②以降の選択肢からお選びください。

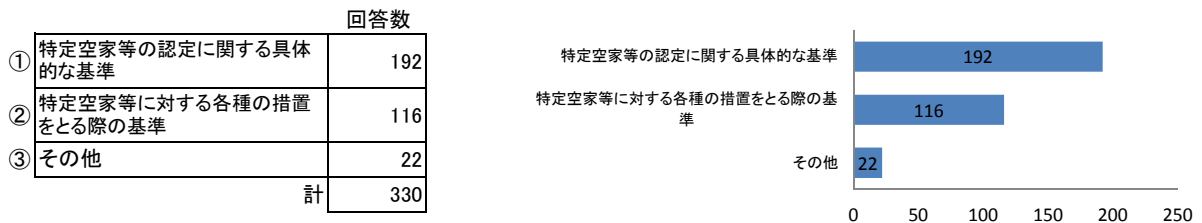


4 自治体独自のガイドラインの策定状況

問 16 空家法14条（特定空家等に対する措置）の適用については、「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」（平成27年5月26日国土交通省・総務省。以下「ガイドライン」といいます。）がありますが、このほかに貴自治体が独自に策定したガイドラインはありますか。また、策定をする予定はありますか。該当する番号1つを選択してください。



問 17 問16において①又は②と回答された自治体にお尋ねします。策定したあるいは策定を予定しているガイドラインに含まれている内容について、該当する番号全てを選択してください。また、その他を選択した場合は、具体的内容も併せて記入してください。



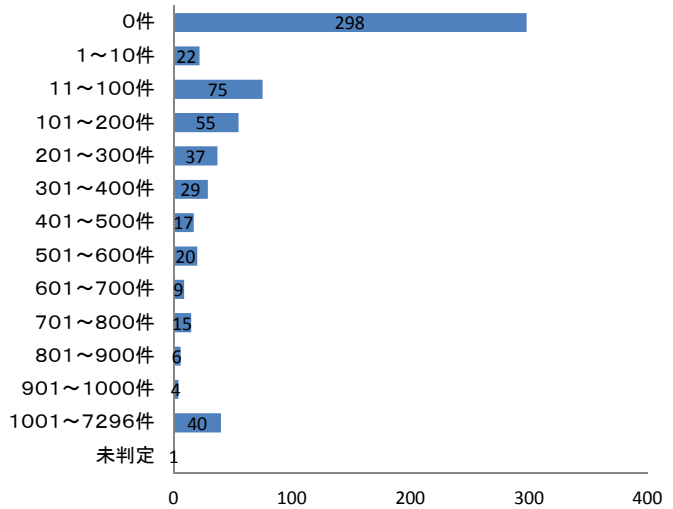
③その他

空家等対策計画	1
空家等における管理不全な状態の判定に係るガイドライン	1
Q&A集の策定	1
上記①②が本市の各所管でも行えるよう要綱として策定を予定。	1
審議会への諮問フローなど	1
特定空家等に対する措置に関する体制や手続きなど	1
都道府県が策定したガイドラインをもとに措置を実施中であるが、状況に応じ改良していく予定。	1
内容は国のガイドラインに準じたものである。	1
歴史的、文化的財産価値を保護する。	1
検討中・未定	12
その他	1

5 空家等の認定について

問18 貴自治体において、空家法施行後、同法2条1項にいう「空家等」（以下「空家等」といいます。）として認定した件数を全件ご回答ください。

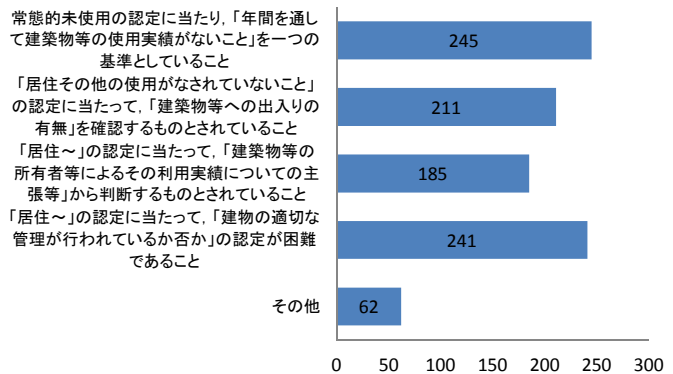
	回答数	割合
0件	298	42.5%
1～10件	22	3.1%
11～100件	75	10.7%
101～200件	55	7.8%
201～300件	37	5.3%
301～400件	29	4.1%
401～500件	17	2.4%
501～600件	20	2.8%
601～700件	9	1.3%
701～800件	15	2.1%
801～900件	6	0.9%
901～1000件	4	0.6%
1001～7296件	40	5.7%
未判定	1	0.1%
計	628	



問19

「空家等」の認定に当たっては、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（平成27年総務省・国土交通省告示第1号。以下「基本指針」といいます。）が策定されています。貴自治体において、基本指針を適用して「空家等」を認定する場合に問題となる点があれば、該当する番号全てを選択してください。また、その他を選択した場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	回答数
① 常態的未使用の認定に当たり、「年間を通して建築物等の使用実績がないこと」を一つの基準としていること	245
② 「居住その他の使用がなされていないこと」の認定に当たって、「建築物等への出入りの有無」を確認するものとされていること	211
③ 「居住～」の認定に当たって、「建築物等の所有者等によるその利用実績についての主張等」から判断するものとされていること	185
④ 「居住～」の認定に当たって、「建物の適切な管理が行われているか否か」の認定が困難であること	241
⑤ その他	62
計	944

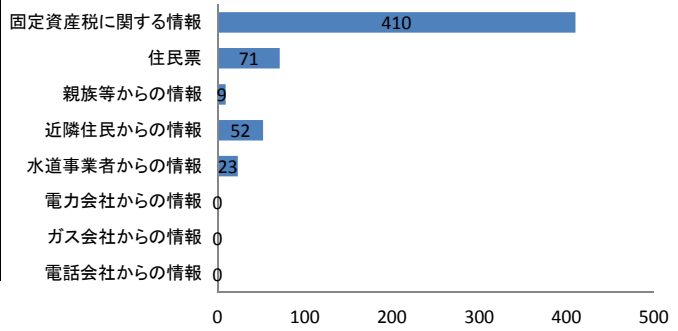


⑤その他

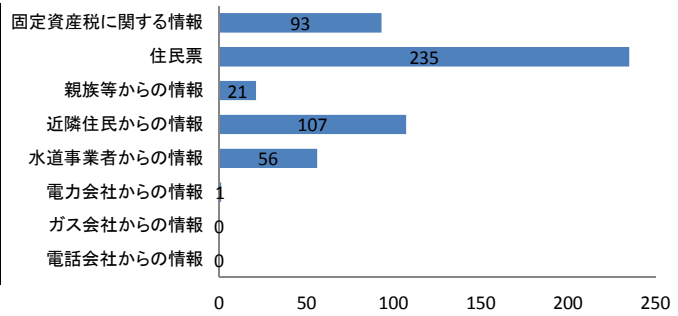
①から④をどこまで調査すれば空家等となるのか問題がある。	1
外見判断(目視による)	1
近隣住民からの市民相談に基づく調査結果から(市民相談)	1
様々な状況を踏まえ総合的に判断	1
上記のことへの確認作業は、所有者を特定する作業に時間を要するなど、基準時を見極めることが困難。	1
使用実績がないこと等の判断は本市では困難であるため、空き家と思われるものについては、すべてに対して、空家等と考えられるものを対象に送付している旨を記載した通知書を送付している。所有者等から「空き家ではない」等の反論があった場合は、所有者等へのヒアリング等を踏まえて、空家等であるかを判断している。	1
所有者が特定できない場合の上記の項目すべて	1
データベースの整備・更新に大変な労力が必要。	1
特定空家等に認定した空家の指導・勧告等が必ずしも全部の解体を要しない場合の判断	1
認定以前に相続人追跡調査に膨大な時間を費やす。	1
判断や認定するにあたり、具体的な基準がないところ。	1
問題なし	18
「空家等」の「認定」という作業を行っていない。	7
相談を受けた「荒廃した空き家」をリスト化することとしているため、法及び基本指針上の「空家等」とは異なると認識している。	
建物の使用状況は、外観からでは一概に判断できないこと。「空家等」について、「認定」という考え方をしていないこと。	
問18の件数については、認定ではなく、苦情相談件数です。	
問18も厳密に空家法に照らし合わせていないので、認定とは言いがたい。	
当市では「空家等」について特に「認定」は行っておりません。「空家等」の定義として基本指針が示されているものと理解しています。	
特定空家等としての認定は必要と考えるが、あえて空家等として認定する必要性は感じていない。	
実績なし・不明	25
その他	1

問20 空家等の所有者の特定に当たって貴自治体を利用した登記簿情報以外の情報を、該当する番号の中から多い順に2つ、選択してください。なお、貴自治体において空家等の認定実績がない場合には、⑩を選択してください。

【第1順位】		回答数	割合
①	固定資産税に関する情報	410	58.4%
②	住民票	71	10.1%
③	親族等からの情報	9	1.3%
④	近隣住民からの情報	52	7.4%
⑤	水道事業者からの情報	23	3.3%
⑥	電力会社からの情報	0	0.0%
⑦	ガス会社からの情報	0	0.0%
⑧	電話会社からの情報	0	0.0%
計		565	



【第2順位】		回答数	割合
①	固定資産税に関する情報	93	13.2%
②	住民票	235	33.5%
③	親族等からの情報	21	3.0%
④	近隣住民からの情報	107	15.2%
⑤	水道事業者からの情報	56	8.0%
⑥	電力会社からの情報	1	0.1%
⑦	ガス会社からの情報	0	0.0%
⑧	電話会社からの情報	0	0.0%
計		513	

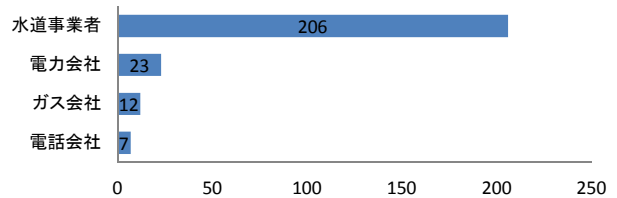


⑨	①から⑧の中から情報を取得したことはない	4	0.6%
⑩	空家等の認定実績がないので、情報収集をしていない	143	20.4%

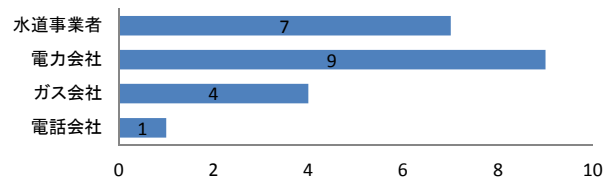
問21

次の番号に掲げる団体のうち、(ア)空家等の所有者等を認定するために貴自治体から照会をしたことがあるかどうか、及び照会をしたことがある場合には、(イ)それらの団体から回答を拒否された事例があるかどうかについて、次の項目の有無を選択してください。なお、貴自治体において照会実績のない選択肢記載の団体については、(イ)の回答拒否事例の有無についてご回答いただく必要はありません。

【(ア)照会実績の有無】		「有」回答数	割合
①	水道事業者	206	29.3%
②	電力会社	23	3.3%
③	ガス会社	12	1.7%
④	電話会社	7	1.0%
計		248	



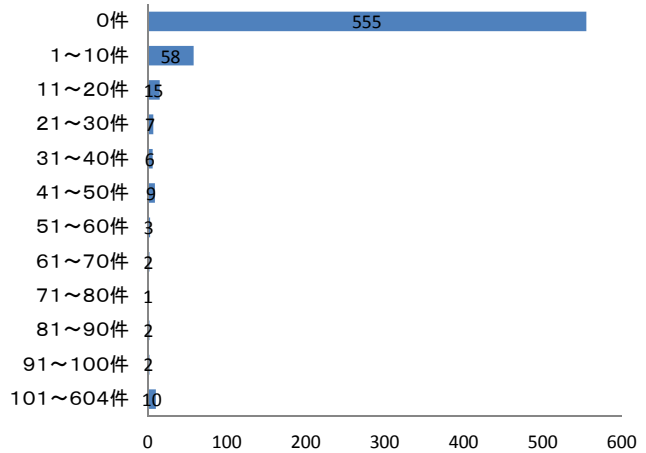
【(イ)回答拒否事例の有無】		「有」回答数	割合
①	水道事業者	7	1.0%
②	電力会社	9	1.3%
③	ガス会社	4	0.6%
④	電話会社	1	0.1%
計		21	



6 特定空家等の認定について

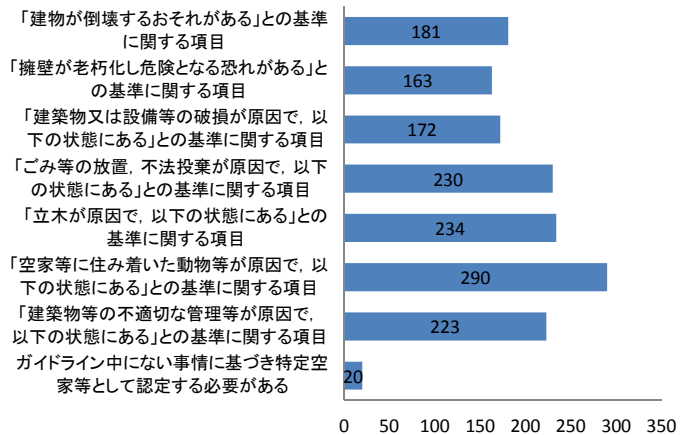
問22 空家法施行後、貴自治体において、同法2条2項にいう「特定空家等」（以下「特定空家等」といいます。）として認定した空家等は何件ありますか。

	回答数	割合
0件	555	79.1%
1～10件	58	8.3%
11～20件	15	2.1%
21～30件	7	1.0%
31～40件	6	0.9%
41～50件	9	1.3%
51～60件	3	0.4%
61～70件	2	0.3%
71～80件	1	0.1%
81～90件	2	0.3%
91～100件	2	0.3%
101～604件	10	1.4%
計	670	



問23 特定空家等として認定するに当たってガイドラインを用いる場合に、適用が難しいと考えられる項目について、該当する番号全てを選択してください。また、⑧を選択した場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	回答数
① 「建物が倒壊するおそれがある」との基準に関する項目	181
② 「擁壁が老朽化し危険となる恐れがある」との基準に関する項目	163
③ 「建築物又は設備等の破損が原因で、以下の状態にある」との基準に関する項目	172
④ 「ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある」との基準に関する項目	230
⑤ 「立木が原因で、以下の状態にある」との基準に関する項目	234
⑥ 「空家等に住み着いた動物等が原因で、以下の状態にある」との基準に関する項目	290
⑦ 「建築物等の不適切な管理等が原因で、以下の状態にある」との基準に関する項目	223
⑧ ガイドライン中になし事情に基づき特定空家等として認定する必要がある	20
計	1513

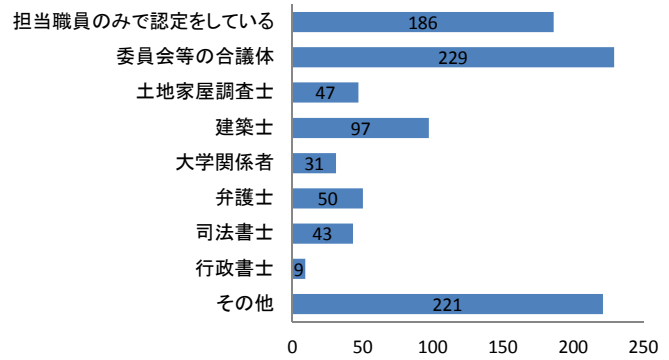


⑧具体的に

ガイドライン別紙3(1)(2)の基準に関する項目(個別の項目を含む)	2
ガイドライン[別紙3](1)及び(2)の適用が難しいと考えます。	2
周辺に影響があるとして行政が対応するのか、民と民の問題として行政が介入しないかの判断基準	2
「周辺の生活環境への影響」の判断基準	2
ガイドラインに基づき作成した独自の基準を用いて判定している。	2
ガイドラインを参考に独自の基準や手続を策定予定のため。	1
冬期間の雪に関する事項	1
防犯に関すること	1
不明・未定	11
その他	1

問24 貴自治体における特定空家等の認定に当たって関与する関係者は、次のうち誰になりますか。該当する番号全てを選択してください。また、その他を選択した場合は、当該関係者の属性も併せて記入してください。

	回答数
① 担当職員のみで認定をしている	186
② 委員会等の合議体	229
③ 土地家屋調査士	47
④ 建築士	97
⑤ 大学関係者	31
⑥ 弁護士	50
⑦ 司法書士	43
⑧ 行政書士	9
⑨ その他	221
計	913

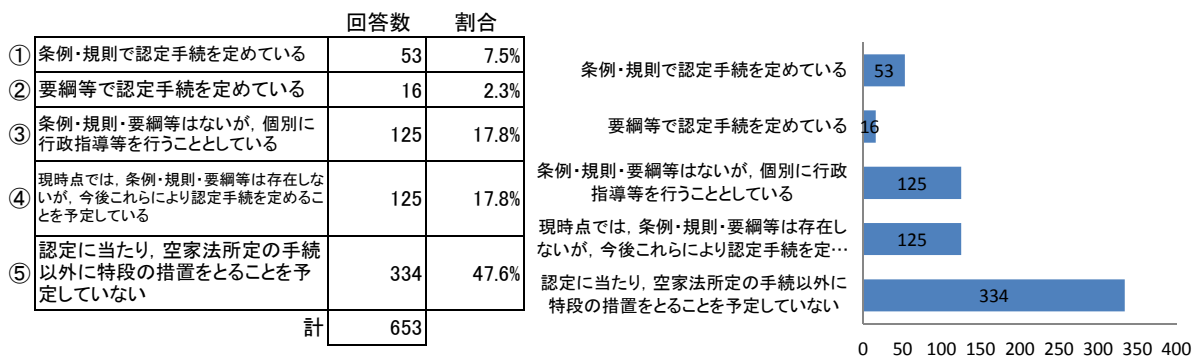


⑨その他

市関係課職員	16
市長	
市役所内での決裁	
村長	
村長及び関係課長で構成する課長会で認定	
関係部署の職員	
担当課職員、首長	
担当職員及び建築技術職の技師	
担当職員及び所属長	
担当職員と関係課職員で調査し、関係課長で構成する組織で判定する。	
担当職員に建築士等の有資格者を含んでいる。	
庁内関係各課からなる検討会にて判断。	
庁内関係部署の職員による合議体	
庁内職員で構成する会議	
庁内の空家等に関する部署による合議体	
役場内部組織	
空家等対策協議会で特定空家等判断基準を定め、判断基準により担当職員が判断し、市長決裁により認定をしている。	
基本的には担当課の職員で認定を行うが、難しい場合は協議会に諮ることとしている。	
協議会で議論を行い、市で認定する。	
国のガイドラインを参考に空家等対策協議会の意見を踏まえ市が判断する。	
建築指導課、生活環境課、都市計画課及び総務課の職員。空家等対策推進協議会。	
市及び空家等対策協議会	
市と協議会	
庁内の関係部署及び法定協議会	
認定にあたり、特措法に基づく協議会において意見を伺うこととしているが、認定は市の判断で行う。	
認定は自治体により行うが、審議会の意見を参考にした上で決定する。	

空家等対策協議会での意見聴取	
①～⑧等の者で構成する法定協議会	
衛生、景観、生活環境に関することで判断に悩む場合のみ、協議会の中の部会で協議を行う。	
諮問機関(区長、建設業協会、宅建協会、司法書士、土地家屋調査士、建築士、社会福祉協議会、商工会議所、衛生班連合会)	7
庁内特定空き家検討会議	
特定空家等・特定居住物件等調査審議会	
必要に応じて③～⑧等の有識者から、意見を徴取する。	
応急危険度判定士	1
警察関係者	1
建築技師	1
古民家鑑定士	1
コンサル	1
市会議員	1
自治会長	1
消防職員	1
NPO法人、古民家鑑定士、自治会の代表	
警察、消防署、住民の代表者、消防団	
警察職員、県職員	
県職員、法務局職員、他	
自治会、市議会議員、宅地建物取引業者、社会福祉士、民生委員、警察、消防、道路管理者	
市長、警察職員、消防職員、法務局職員、宅地建物取引士、社会福祉士、民生委員、自治会役員、商工会員	
市長、市議会議員、行政区長、警察職員、市職員	
市長・民生委員・市民	
住民代表、宅地建物取引業者、社会福祉協議会、都道府県	
消防署、警察署	
宅地建物取引士、区議会議員	
宅地建物取引士、商工会、区・自治会代表	
宅地建物取引士と町会自治会連合会	
地域住民、市議会議員、不動産鑑定士協会、民生委員・児童委員協議会	25
地域住民代表、宅地建物取引業関係者、府職員	
地域住民代表、不動産鑑定士、議員	
地域住民、民生委員、消防士	
自治会連合会及び民生委員児童委員協議会の代表者	
町内会、不動産事業者	
庁内関係部署、市長、議員、不動産鑑定士、宅建、警察、消防、住民自治組織等	
不動産関係者、地域の代表者	
不動産関係者、福祉関係者、税理士、法務局、消防署	
不動産鑑定士、空家等対策に関する知識経験を有する者	
防災士、消防士、市環境対策協議会会長	
民生委員、社会福祉協議会、自治会、市民、宅地建物取引士	
検討中・未定	154
その他	1

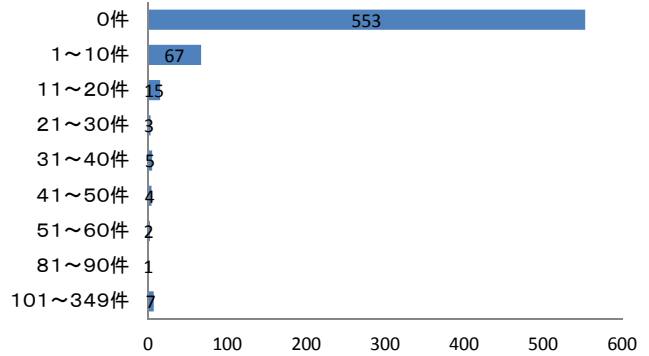
問25 貴自治体において特定空家等と認定をするに当たって、認定前に空家法上の措置とは別に、何らかの行政上の措置をとることは予定されていますか。該当する番号1つを選択してください。



7 特定空家等に対する助言・指導について

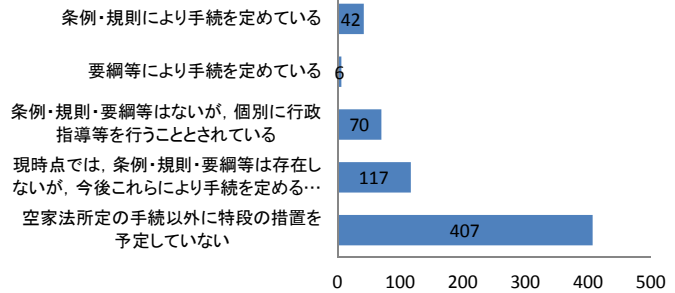
問26 特定空家等と認定された空家等について、回答日現在までに空家法14条1項に基づく助言・指導を実施した件数は何件ありますか。

	回答数	割合
0件	553	78.8%
1～10件	67	9.5%
11～20件	15	2.1%
21～30件	3	0.4%
31～40件	5	0.7%
41～50件	4	0.6%
51～60件	2	0.3%
81～90件	1	0.1%
101～349件	7	1.0%
計	657	



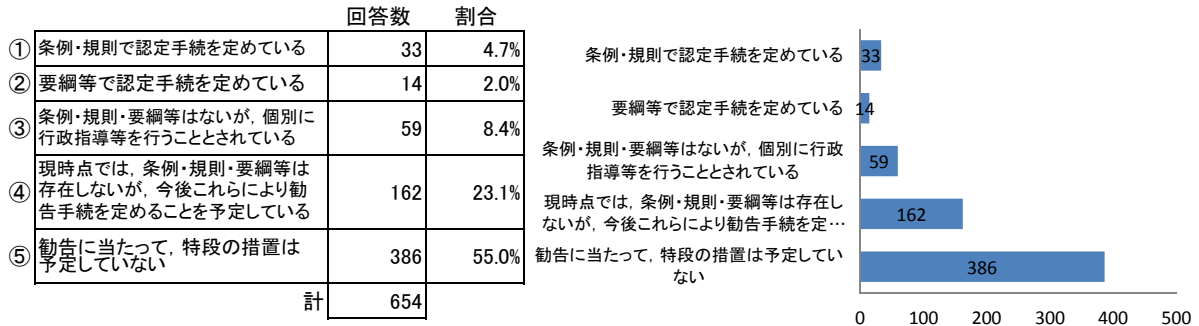
問27 特定空家等と認定された後、空家法14条1項に基づく助言・指導を行う前に、貴自治体において、何らかの行政上の措置を予定していますか。該当する番号1つを選択してください。

	回答数	割合
① 条例・規則により手続を定めている	42	6.0%
② 要綱等により手続を定めている	6	0.9%
③ 条例・規則・要綱等はないが、個別に行政指導等を行うこととされている	70	10.0%
④ 現時点では、条例・規則・要綱等は存在しないが、今後これらにより手続を定めることを予定している	117	16.7%
⑤ 空家法所定の手続以外に特段の措置を予定していない	407	58.0%
計	642	



8 特定空家等に対する勧告について

問 2 8 空家法 14 条 2 項は、「なお当該特定空家等の状態が改善されないと認められるとき」を勧告の要件としています。この要件の適用に当たり、貴自治体において具体的な基準は定められていますか。該当する番号 1 つを選択してください。また、定めがある場合は、その内容も併せて記入してください。



①内容

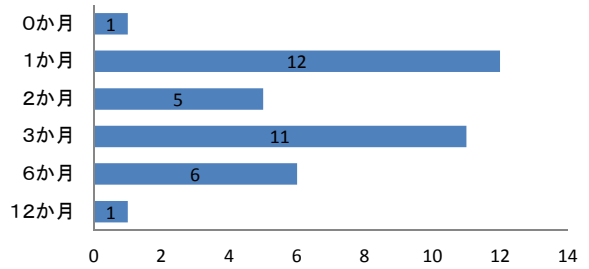
空家等審査会において勧告対象とするか否かを諮問している。(審査会設置条例を施行)	9
空家等審議会に諮問する。	
空家等対策協議会の意見を聴くこととしている。	
外部委員で組織される空家等対策審議会に諮問する。	
条例で勧告することについて、専門家で組織する審査会に意見を聞くこととしている。	
審議会に諮り決定する。	8
審査会の審議を経て行うこととしている。	
特定空家等対策審査会に諮問	
特定空家等認定審査会により勧告の是非を検討する。	
勧告	
指導後一定の期間が経過しても改善が認められない場合	3
相当の猶予期限を付して必要な措置をとることを勧告する。	
指導・助言に基づいた処置がなされるとき勧告を行う。	
助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告。	
助言又は指導を行ったにもかかわらず、当該空家等が管理不全な状態にあるとき	
助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお、当該空家等が管理不全な状態にあるとき	2
助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採、その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。	
勧告の要件は法に準じています。	
特措法と同じ	
法と同様	
空き家等対策の推進に関する規則による。	1
規則により勧告書様式を定めている。	1
公表	1
所有者等への意見聴取と審議会への付議を勧告前に実施することとしている。	1
保安上危険・衛生上有害・著しい景観の悪化・生活環境の保全が図れない場合	1
未定	2

②内容

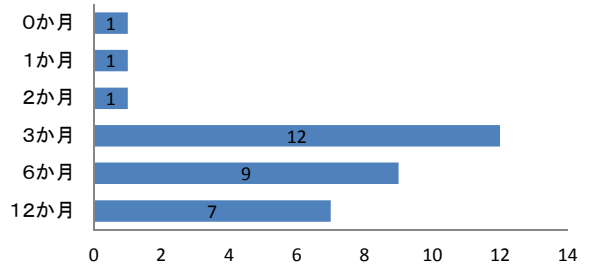
勧告書に指定した措置の期限が過ぎても、正当な理由なく措置履行しない場合は、特定家屋等の所有者に対し、法第14条第3項に基づく命令を命令書により行うものとする。	5
原則として空家法14条1項により指導を受けた特定空家等が3回目の指導の通知を行った後も引き続き管理不全な状態	
指導した日から起算して1年経過しても改善されないとき	
14条助言、指導から勧告実施までの期日等	3
複数回の助言・指導を行ってもなお改善が見られない場合、空家等審議会からの意見を踏まえ、勧告を実施する。	
空家等の物的状態、周辺への悪影響の程度と危険等の切迫性を勘案し、指導勧告等を行うかを判断。	
市で定めた評点で100点以上でかつ「空き家等対策連絡調整会議」で協議し、決定。	2
保安上危険については、危険度が高く14条1項の助言・指導を繰り返し行っても改善されない場合	
合議体による個別判断	
特定空家等判定委員会を組織し、合議により勧告を行うか否かを判断する。	1
空き家等対策委員会設置要綱	1
空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則	1
計画で措置の手続きを定めている。	1
不良度判定で評点100以上、近隣住居等との近接状況、助言・指導書送付後3か月以上意思表示なし	1

問29 空家法14条2項の勧告を発するに当たって、「相当の猶予」をどの程度の期間としていますか。短期・長期の両方をお答えください。

【短期】	回答数	割合
0か月	1	0.1%
1か月	12	1.7%
2か月	5	0.7%
3か月	11	1.6%
6か月	6	0.9%
12か月	1	0.1%
計	36	



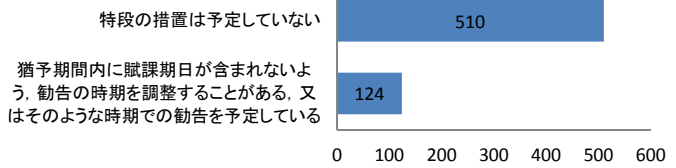
【長期】	回答数	割合
0か月	1	0.1%
1か月	1	0.1%
2か月	1	0.1%
3か月	12	1.7%
6か月	9	1.3%
12か月	7	1.0%
計	31	



勧告までの猶予期間については、特に基準を設けていない	570	81.2%
----------------------------	-----	-------

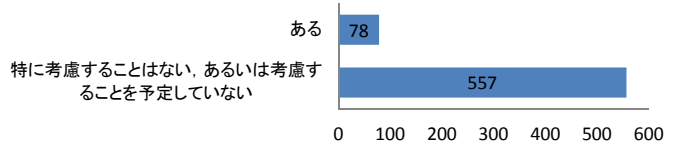
問30 空家法14条2項の勧告を発する場合に設ける猶予期間内に、当該特定空家等に課税される固定資産税の賦課期日（毎年1月1日）が含まれることになってしまう場合、貴自治体は何らかの措置をとることを予定していますか。該当する番号1つを選択してください。

	回答数	割合
① 特段の措置は予定していない	510	72.6%
② 猶予期間内に賦課期日が含まれないよう、勧告の時期を調整することがある、又はそのような時期での勧告を予定している	124	17.7%
計	634	



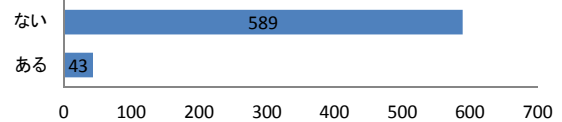
問3 1 空家法14条2項に規定する勧告をした場合、固定資産税の住宅用地特例の適用が除外されることになります。この事情を考慮して同項所定の勧告を控えることがありますか。該当する番号1つを選択してください。

	回答数	割合
① ある	78	11.1%
② 特に考慮することはない、あるいは考慮することを予定していない	557	79.3%
計	635	



問3 2 空家法14条2項に定める勧告に当たって、指導・助言の不遵守、及び問3 1の事情のほかに、考慮する要件はありますか。該当する番号1つを選択してください。また、②を選択した場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	回答数	割合
① ない	589	83.9%
② ある	43	6.1%
計	632	

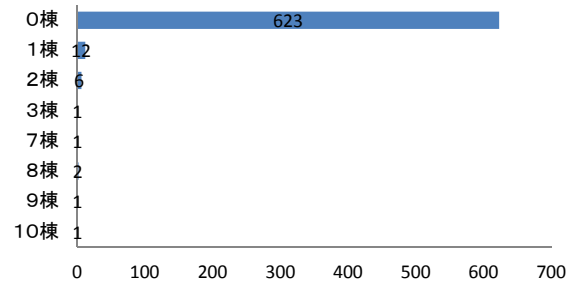


②具体的に

空き家の状態	15	
空き家を放置することで周辺に著しい悪影響を及ぼすかどうか		
悪影響の程度、周辺へ与える影響の度合い、危険等の切迫性		
危険等の切迫性の程度		
危険度や緊急性		
緊急事案の場合		
周辺の建築物や通行人等に対する悪影響の程度や危険等の切迫性		
周辺への影響度		
周辺への影響度合い		
周辺への影響の有無		
周囲への危険性・切迫性		
当該特定空家等がもたらしている悪影響の程度や危険等の切迫性		
特定空家等に認定した空家等のうち、周辺への影響、危険の切迫性に該当しているもの		
不良度判定で評点100以上、近隣住居等との近接状況		
老朽危険化の進行程度		8
改善に向けた所有者の動向。例えば、今は着手できていないが、間もなく解体業者と契約をする、という場合は様子を見ることがあり得る。		
各所有者等の意見や個別事情等を考慮する。		
所有者、及び相続人の資金面、家庭状況等		
所有者の意向		
所有者の都合		
所有者等が長期入院等で実質的に適正な管理を行うことができない場合等		
所有者等の経済的理由及び健康的理由		
所有者等の資力の事情等		
勧告後に所有者が変わってしまった場合	4	
建物と土地の所有者が異なる場合		
土地と建物所有者が異なる場合		
土地所有者と建物所有者が異なる場合	2	
勧告により、住宅用地特例の適用外となるため、不利益処分と考えられる。当該処分を行う前に所有者等に意見を述べる機会を与える。		
勧告を行おうとする者に対して、意見聴取の機会を設けます。	1	
相手の出方、その他さまざまな条件を総合的に判断する。		
空き家等対策審議会の意見(条例に基づく任意協議会)		
ガイドラインに示されている特定空家等の措置を講ずるに際して参考となる事項		
課税上、既に家屋としては減失処理されている場合、住宅用地の特例についての記載をどうするか。		
行政処分にあたるか検討する必要があること、店舗や倉庫など住宅用地特例の適用がない特定空家等との公平さ		
今後の措置の予定(スケジュール)など、個々の事情を考慮することもあるのではないか。		
地元自治会からの要望の状況、道路管理者による安全対策の効果		
助言又は指導の際に、意見書の提出を求めため、意見書の内容によっては考慮する可能性がある。		
検討中・不明		5
その他		1

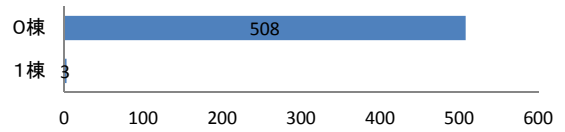
問33 空家法施行後、回答日現在までに空家法14条2項勧告を発した特定空家等は何棟ありますか。

	回答数	割合
0棟	623	88.7%
1棟	12	1.7%
2棟	6	0.9%
3棟	1	0.1%
7棟	1	0.1%
8棟	2	0.3%
9棟	1	0.1%
10棟	1	0.1%
計	647	



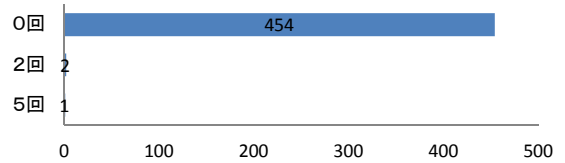
問34 問33でお答えいただいた空家法14条2項に定める勧告を発した特定空家等について、重ねて勧告（再勧告）をした特定空家等は、何棟ありますか。

	回答数	割合
0棟	508	72.4%
1棟	3	0.4%
計	511	



問35 問34でお答えいただいた再勧告をした特定空家等のうち、最も再勧告の回数が多い特定空家等は、当初勧告を含めて合計何回ですか。

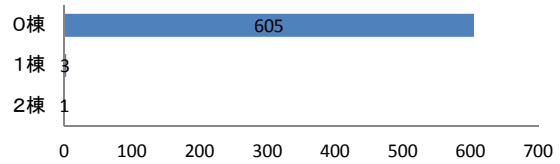
	回答数	割合
0回	454	64.7%
2回	2	0.3%
5回	1	0.1%
計	457	



9 特定空家等に対する命令について

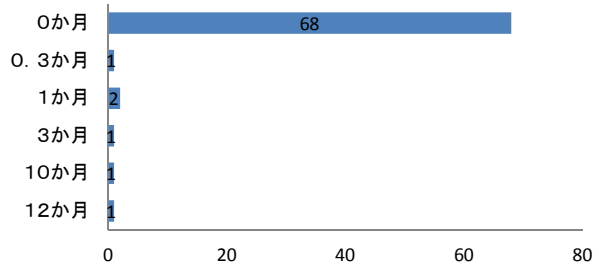
問36 回答日現在までに、空家法14条2項に定める勧告を発した後、同条3項に定める命令を発した特定空家等は合計で何棟ですか。ご回答が「0」棟の場合は、問38にお進みください。

	回答数	割合
0棟	605	86.2%
1棟	3	0.4%
2棟	1	0.1%
計	609	



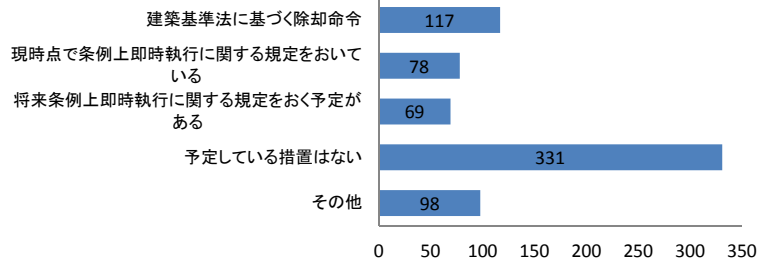
問37 空家法14条2項に基づく勧告の後、同条3項に基づく命令を発していない特定空家等がある場合、法14条2項に基づく勧告を発令した後の経過期間として最も長いもの（勧告後、既に命令を発した事案についての期間の方が、命令を発していない事案の期間よりも長ければ、勧告後に命令を発するまでにかかった期間）をご回答ください。

	回答数	割合
0か月	68	9.7%
0.3か月	1	0.1%
1か月	2	0.3%
3か月	1	0.1%
10か月	1	0.1%
12か月	1	0.1%
計	74	



問38 特定空家等に該当する建築物や工作物について倒壊や建材崩落などの危険が切迫しているような場合について、空家法には特段の措置が規定されていません。このような場合に備えて、貴自治体としては、どのような対応をとることを予定していますか。該当する番号全てを選択してください。また、その他を選択した場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	回答数
① 建築基準法に基づく除却命令	117
② 現時点で条例上即時執行に関する規定をおいている	78
③ 将来条例上即時執行に関する規定をおく予定がある	69
④ 予定している措置はない	331
⑤ その他	98
計	693



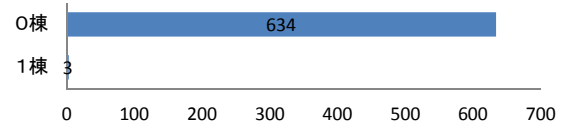
⑤その他

「空き家等対策計画」にて「緊急安全措置」として規定している。措置は必要最小限の範囲とし、原則として所有者等の意見を得るものとする。	16
「空き家等の適正管理に関する条例」で緊急安全代行措置について定めている。	
緊急安全措置による対応として、所有者等の同意または市の告示により措置ができることとしている。	
緊急安全措置の要綱を策定している。	
緊急安全代行措置の規定を要綱で設置。	
緊急時安全代行措置	
緊急措置をとる。	
周囲に被害が及ばない程度の緊急安全措置	
条例に基づく緊急安全措置	
条例上、危険な状態を回避するため必要な最小限度の措置を講ずることができる「応急措置」の項目を設けている。	
条例 緊急安全措置	
条例に、緊急安全代行措置として最低限度の措置を講ずることができる旨を規定している。	
条例による緊急安全措置(2)	
条例に基づく緊急的な危険回避に必要な最小限度の措置	
条例上緊急安全措置に関する規定をおいている。	2
条例により所有者同意による緊急安全措置を実施する。同意がとれない場合は緊急事務管理で対応せざるを得ない。所有者等の同意の上で、緊急安全措置を講ずることとしている。	

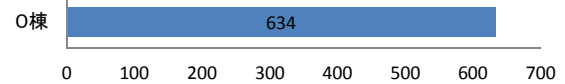
空家等対策計画に基づき、所有者等の同意なく区が対応できる範囲で通行時等に注意を促す表示や立入禁止テープの設置等を行う。	11
応急処置	
災害対策基本法に基づく応急措置を実施。	
条例上必要最小限の措置を規定している。	
条例で安全代行措置の実施を定めている。	
条例で所有者不明の場合の応急危険回避措置を規定している。	
条例に緊急措置の条項がある。	
条例に基づく応急的危険回避措置を講じる(所有者が確知できないものに限る)。	
条例により必要最小限の応急措置ができることを規定している。	
町として危険防止のための応急対策	
飛散等により人や財産に危害を与えないような措置を実施することができる。	
警察その他の関係機関に必要な措置を要請。	3
消防との連携による応急措置	
消防にて、人的危害の排除の観点から、今にも道路上に落ちそうな瓦の撤去などの緊急措置を行っている事例はあります。 ①については特定行政庁に依頼、⑤については「お願い」というかたちで対応。	
現状では、空家法に基づく所有者への措置となる。	7
近隣からの苦情、要望がある場合、その旨を所有者に伝え解体、撤去を促す。	
所有者に対しての指導	
所有者に文書を送付している。連絡が取れない場合は、バリケードや立入禁止等を設置している。	
所有者への即時対応について	
できる限り所有者と連絡を取り、所有者の責任において対処してもらう。	6
空家等対策計画に基づき実施。	
建築基準法、道路法、消防法など、状況に応じた法の活用を検討選択し、適切な措置を実施する。	
災害対策基本法など①以外の関係法令も活用する。	
災害対策基本法又は道路法	
消防法による対応 災害対策基本法による対応 災害救助法による対応	
道路法	3
建築基準法を所管する府に対応を協議する。	
県に建築基準法に基づく対応を要請。	
当市は特定行政庁でないため、県へ情報提供し、建築基準法に基づき指導してもらう。	2
危険な空き家については解体費用を助成する補助金制度を創設した。	
補助金制度を設け、除去が進むよう配慮している。	1
各所管課での対応を依頼している。	
危険の種類により連携機関が変動する臨機が求められるものであり、都度の市長命令により対応する。	1
事務管理で対応。	1
条例による緊急安全措置、民法による事務管理	1
道路管理者等による安全対策要請	1
民法第720条に規定する緊急避難、若しくは同法第697条に規定する事務管理による対応	1
検討中、未定	41
その他	1

問 3 9 貴自治体において、特定空家等に対し空家法14条9項に基づいて行政代執行を実施したことがありますか。あるとすれば、当該行政代執行の内容は、以下のどの項目に当てはまりますか。項目ごとに件数をご回答ください。なお、各項目について実施事例がない場合、その項目には「0」と記入してください。

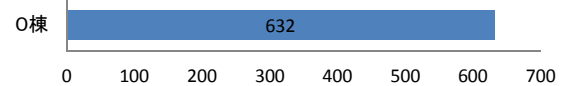
【除却】	回答数	割合
0棟	634	90.3%
1棟	3	0.4%
計	637	



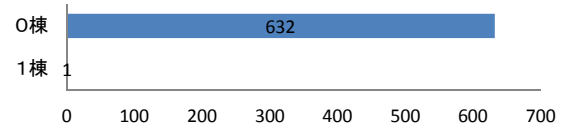
【修繕】	回答数	割合
0棟	634	90.3%
計	634	



【立木竹の伐採】	回答数	割合
0棟	632	90.0%
計	632	

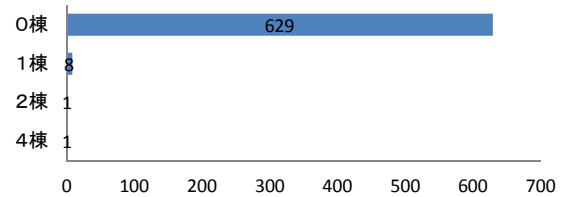


【その他の措置】	回答数	割合
0棟	632	90.0%
1棟	1	0.1%
計	633	

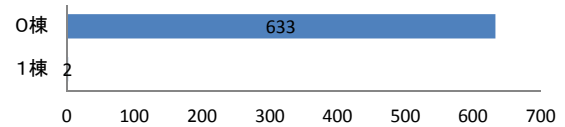


問 4 0 貴自治体において、特定空家等に対し、いわゆる略式代執行を実施したことがありますか。あるとすれば、当該略式代執行の内容は、以下のどの項目に当てはまりますか。項目ごとに件数をご回答ください。なお、各項目について実施事例がない場合、その項目には「0」と記入してください。

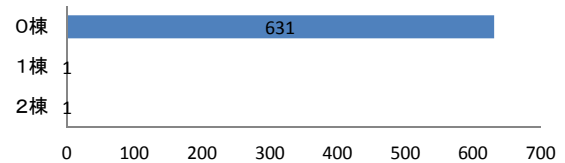
【除却】	回答数	割合
0棟	629	89.6%
1棟	8	1.1%
2棟	1	0.1%
4棟	1	0.1%
計	639	



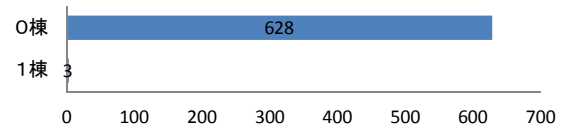
【修繕】	回答数	割合
0棟	633	90.2%
1棟	2	0.3%
計	635	



【立木竹の伐採】	回答数	割合
0棟	631	89.9%
1棟	1	0.1%
2棟	1	0.1%
計	633	

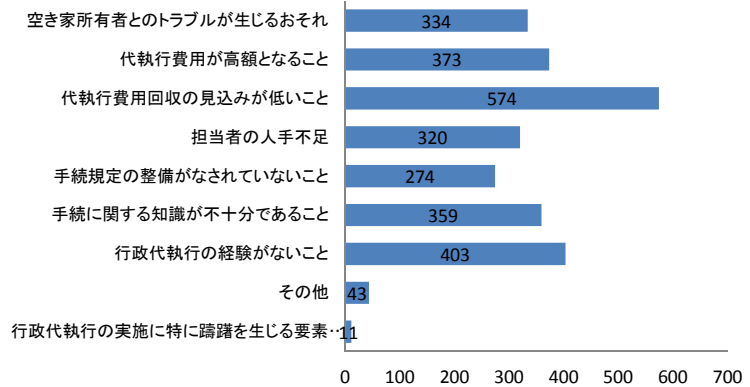


【その他の措置】	回答数	割合
0棟	628	89.5%
1棟	3	0.4%
計	631	



問4 1 貴自治体において、特定空家等に対する行政代執行（略式代執行を含みます）の実施を躊躇させる要素として、どのようなものをあげることができますか。該当する番号全てを選択してください。また、その他を選択した場合は、具体的内容も併せて記入してください。

回答数	
① 空き家所有者とのトラブルが生じるおそれ	334
② 代執行費用が高額となること	373
③ 代執行費用回収の見込みが低いこと	574
④ 担当者の人手不足	320
⑤ 手続規定の整備がなされていないこと	274
⑥ 手続に関する知識が不十分であること	359
⑦ 行政代執行の経験がないこと	403
⑧ その他	43
⑨ 行政代執行の実施に特に躊躇を生じる要素はない	11
計	2691



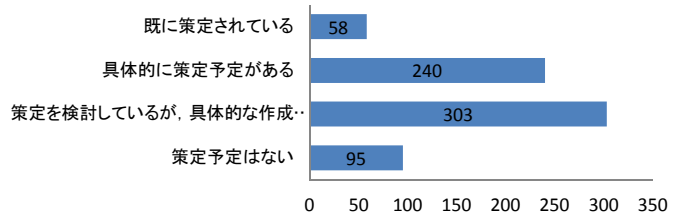
⑧その他

空き家の放置を助長させる。	11
空き家を放置するおそれ	
悪影響、危険性の排除の重要性は理解しつつも、所有者等の適正管理の意識が薄れ、行政任せになってしまうおそれ	
1件目が実績となり安易に代執行ができると勘違いされることが懸念される。	
自治体が行う行政代執行を利用する所有者が現れる懸念がある。	
市民のモラル低下を誘発するおそれがある。	
他の空き家所有者が管理を行わない方が得と考え、適切な管理を行わなく可能性があること	
どのような場合行政代執行すれば良いのか。1度実施すると住民の要求がエスカレートする恐れがある。	
放置すれば自治体がいつか片付けるといった考え方が普及してしまうこと	
モラルハザードが起きること	
モラルハザードの懸念	
空家等以外の問題案件（ごみ屋敷や空き地など）との公平性	8
公益性の観点から、本来、所有者等がすべき措置を費用回収の見込みが低い財政的なリスクを負って行政が代執行を決断すること	
公費で私有財産を解体することによって個人の資産形成に資する可能性があること	
公費による対応の適切性	
個人財産であり、まずは所有者等が管理するものであるため	
全ての空き家を撤去するよう地域から強い要望が出てくる。	5
他の空家等との公平性	
同種事案との公平性	
空き家と底地の所有者が同一人物である場合、略式代執行で家屋を解体し残った土地が所有者不存在になる。	
権利関係等、空き家問題の根本的な解決に至らない。	
所有者死亡やそれに伴う相続放棄等で、所有権関係が複雑になっていること	2
所有者不存在の確定が困難であること	
登記上の所有者が変更されていない場合、通知先が真に代執行費用を負担すべき人かどうか確認が難しいこと	1
債権者への対応	
抵当権者の事前連絡の際にトラブルが生じる恐れがある。	1
家財道具等の一定期間の保管を要すること	1
議会の議決を必要としていること	1
行政代執行までの準備にかかる事務対応等が膨大であるため	1
除却以外における代執行内容の正当性	1
訴訟リスクがあるため慎重に判断する必要がある。	1
代執行することで、空き家をそのままにしていれば行政が除却してくれると所有者が考えるのではと危惧している。予算がない。	1
命令の不履行による過料が、代執行費用の回収を困難とさせている。	1
予算措置	1
不明・未定	7
その他	2

10 空家等対策計画について

問4 2 貴自治体には、現在空家等対策計画（空家法6条、以下「計画」といいます。）がありますか。また、これを定める予定がありますか。該当する番号1つを選択してください。また、①又は②を選択した場合は、作成（予定）年月も併せて記入してください。

	回答数	割合
① 既に策定されている	58	8.3%
② 具体的に策定予定がある	240	34.2%
③ 策定を検討しているが、具体的な作成年月は未定	303	43.2%
④ 策定予定はない	95	13.5%
計	696	



①策定年月

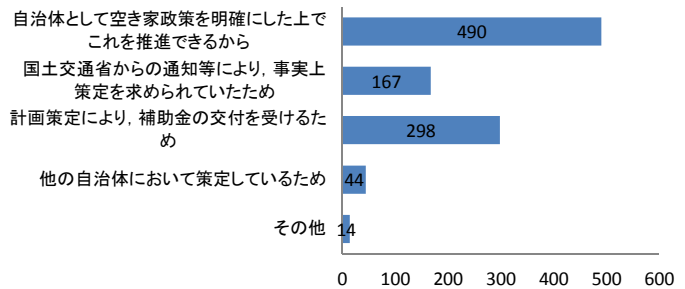
2014年3月	1
2015年11月	1
2015年12月	1
2016年1月	1
2016年2月	6
2016年3月	30
2016年4月	5
2016年5月	3
2016年6月	4
2016年7月	2
2016年8月	4
2016年9月	2

②策定予定年月

2016年10月	4
2016年11月	6
2016年12月	9
2017年	6
2017年1月	5
2017年2月	2
2017年3月	96
2017年4月	9
2017年5月	2
2017年6月	6
2017年7月	1
2017年9月	8
2017年10月	4
2017年12月	3
2018年	2
2018年2月	2
2018年3月	39
2018年4月	2
2018年10月	1
2019年3月	4

問4 3 問4 2において①から③と回答された自治体にお尋ねします。計画を策定した、又は予定している理由として当てはまるものについて、該当する番号全てを選択してください。また、その他を選択した場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	回答数
① 自治体として空き家政策を明確にした上でこれを推進できるから	490
② 国土交通省からの通知等により、事実上策定を求められていたため	167
③ 計画策定により、補助金の交付を受けるため	298
④ 他の自治体において策定しているため	44
⑤ その他	14
計	1013

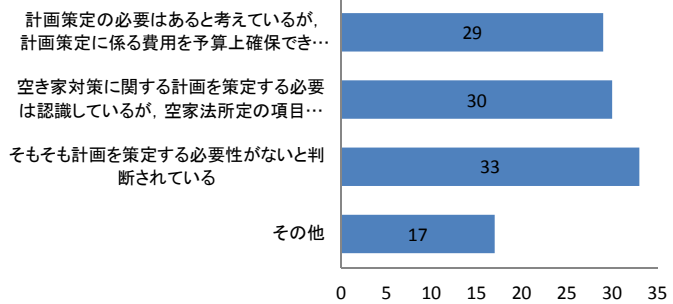


⑤その他

空家法の規定による	
法が公布・施行され、県において計画策定マニュアル等の指針が出来たため。	2
県から策定を求められたため。	
町議会からの指摘	2
空家法施行前の担当課(防災部局)が平成27年度に計画策定する旨の方針を出していたため。	
条例において策定することを規定したため。	2
実態調査に際して社会資本整備総合交付金の交付を受けるため。	
特別地方交付税交付金の交付を受けるため。	2
関係局との連携強化	1
計画策定により、空き家問題について広く市民に周知を図れるため。	1
検討中・未定	4

問 4 4 問 4 2において④と回答された自治体にお尋ねします。策定予定はない理由として、該当する番号全てを選択してください。また、その他を選択した場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	回答数
① 計画策定の必要はあると考えているが、計画策定に係る費用を予算上確保できない	29
② 空き家対策に関する計画を策定する必要は認識しているが、空家法所定の項目に従って計画を立てる必要がないと判断されている	30
③ そもそも計画を策定する必要性がないと判断されている	33
④ その他	17
計	109



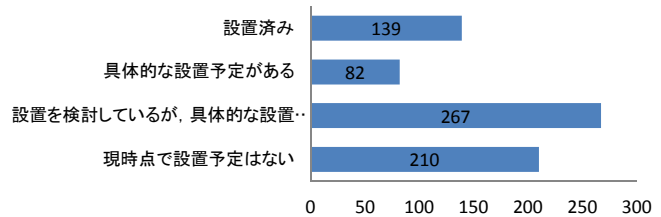
④その他

空き家自体があまりない。対策を立てるほどの問題は起きていない。	6
空き家の現状把握・分析ができていないため、現時点で必要性が判断できない。	
現段階においては、計画の策定の必要性はないと感じている。	
小規模自治体で件数が件数が限られているため、問合せや苦情が少ないため。	
本市には空き家の数が少なく、現在のところ空き家対策が課題となっている状況ではありません。	3
対策計画を作成する体制ができていない。	
人手不足	
防災部署で持っているため、災害対応が優先され、空家対策まで、しばらくは手が回らない。	2
空き家等対策基本方針(平成26年4月策定)に基づき空き家対策を実施しているため。	
平成27年3月に「空き家対策方針」を策定し、これに基づく施策展開を行っているため。	5
未定	1
その他	

1 1 空家法に基づく協議会等について

問 4 5 貴自治体において、空家法7条所定の協議会を設置している、あるいは設置の予定がありますか。該当する番号1つを選択してください。また、①又は②を選択した場合は、設置(予定)年月も併せて記入してください。

	回答数	割合
① 設置済み	139	19.8%
② 具体的な設置予定がある	82	11.7%
③ 設置を検討しているが、具体的な設置年月は未定	267	38.0%
④ 現時点で設置予定はない	210	29.9%
計	698	



①設置年月

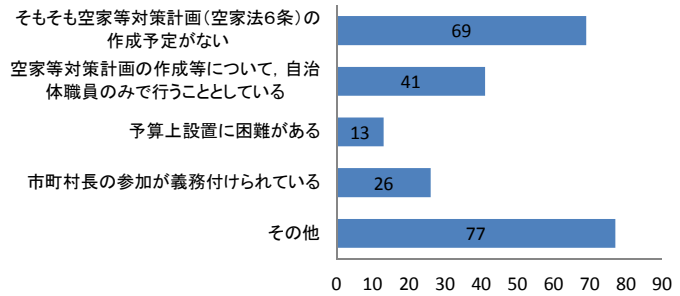
2013年5月	1
2014年1月	1
2014年9月	1
2015年2月	1
2015年5月	1
2015年7月	2
2015年8月	4
2015年9月	5
2015年10月	14
2015年11月	7
2015年12月	7
2016年1月	8
2016年2月	5
2016年3月	6
2016年4月	23
2016年5月	10
2016年6月	10
2016年7月	9
2016年8月	8
2016年9月	5
2016年10月	7

②設置予定年月

2016年11月	15
2016年12月	10
2017年	8
2017年1月	10
2017年2月	5
2017年3月	6
2017年4月	11
2017年5月	3
2017年6月	4
2017年7月	1
2017年9月	2
2018年4月	1

問 4 6 問 4 5において④と回答された自治体にお尋ねします。空家法7条に基づく協議会を設置しない理由として、該当する番号全てを選択してください。また、その他を選択した場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	回答数
① そもそも空家等対策計画(空家法6条)の作成予定がない	69
② 空家等対策計画の作成等について、自治体職員のみで行うこととしている	41
③ 予算上設置に困難がある	13
④ 市町村長の参加が義務付けられている	26
⑤ その他	77
計	226



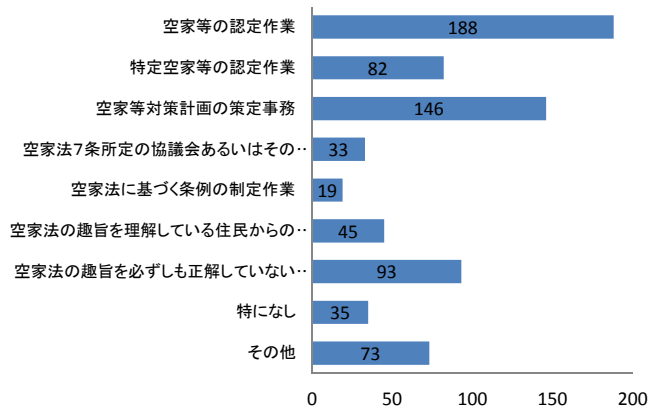
⑤その他

「空き家対策連絡協議会」を設置し、その中で民間団体との連携を図っているため。	40
「空き家等対策委員会」の要綱を設置している。	
空家法上の協議会という形式ではなく、関係部署と連携し、検討部会において意見交換を行っている。	
空家法所定の協議会は現在ないが、自治体職員で空き家対策について検討する委員会を作成し調整中である。	
空家法施行前に制定した条例に基づく連絡調整協議会があるため。	
空家等対策計画の作成について、法7条以外の任意の協議会を設置している。	
空家法第7条に基づかない協議会を設置している。	
空家法に基づかない審議会を設置しており、対策計画は審議会で審議していただく形での策定を予定しているため。	
外部委員で構成される「空家等対策審議会」を組織しているため。	
外部機関を入れることで緊急時でも時間を要するため、協議会ではなく、庁内検討委員会とする。	
既存の空家等審議会が同様の役割を担えると考えたため。	
既存の附属機関を協議会として運用している。	
計画作成のために、空家法7条には基づかないが任意の協議会を設置した。	
計画策定段階のため、要綱による任意の協議会を設定している。	
県が類似団体を組織し、それに加盟しているため。	
県居住支援協会に加入、連携しているため。	
県単位の協議会に参加。	
県で同主旨の会議を設置しており、本市も参加している。	
市条例で審議会を設置しているため。	
市長を含まない審議会を設置している。	
条例で有識者や専門家からなる会議体を設置しているため。	
条例にて、外部有識者等で構成される審議会を設けており、特設協議会を設置する必要性がないため。	
条例に基づき協議会と同様のものを設置しているため。	
条例に基づく「空き家等対策審議会」を設置しているため。	
条例に基づく審議会を設置しているため。	
条例に基づく審議会を設置するため。	
審議会として設置。	
審議会を設置したため。	
審議会を設置している。	
すでに法や条例の運用について諮問する「空家等対策審査会」(第三者機関)を設置しているため。	
設置が義務でないこと。また、別途審議会を設置しているから。	
7条に基づかない協議会設置 行政の附属機関としての協議会	
任意の協議会を設置済みであるため。	
任意の協議会を設置済みのため。	
法施行前より検討委員会を立ち上げており、空家等対策計画を策定してしまったため。	
法定外協議会を設置している。	
法定協議会以外の組織を設置。	
法定協議会ではなく、任意の協議会を設置している。201605設置。	
法の規定に基づかない委員会を設置し議論した。	
有識者を交えた会議で支障がないと考えるため。	
議会や住民の意見を聴いた上で計画を作成するため。	
協議会という形によらないもので、外部の意見を反映させるため。	
法定協議会でなくとも、有識者意見の聴取や関係団体との連携・協力は可能なため。	
空家法制定以前からの事業の連続性の観点から不要と判断している。	
協議会設置が空屋問題の解決には思わない。	
協議会の必要性を感じていない。	
協議会まで設置する必要がないと考えられた。	
必要性を感じられないため。	
町内に専門知識を持つものが少なく、自治体職員で判断せざるを得ない。	
予定されている人材を整えることが難しい。	
協議会での審議内容に個人情報を含むことから情報流出が懸念されること、利害関係の問題等で外部委員の選定が困難なこと、市長や外部委員の日程調整により迅速な対応が困難となること	
協議会での審議を終ることにより各種判断の裏付けができるが、業務の増加と判断までの時間が課題であると考えている。	
検討中・未定	

1 2 空家法定の意義について

問 4 7 空家法施行により加わった事務として、事務量が多いとご担当者において感じるものに、該当する番号の中から順に3つ、選択してください。また、その他を選択した場合は、具体的内容も併せて記入してください。

【第1順位】	回答数	割合
① 空家等の認定作業	188	26.8%
② 特定空家等の認定作業	82	11.7%
③ 空家等対策計画の策定事務	146	20.8%
④ 空家法7条所定の協議会あるいはその類似組織の事務局事務	33	4.7%
⑤ 空家法に基づく条例の制定作業	19	2.7%
⑥ 空家法の趣旨を理解している住民からの相談への対応	45	6.4%
⑦ 空家法の趣旨を必ずしも正解していない住民への説明	93	13.2%
⑧ 特になし	35	5.0%
⑨ その他	73	10.4%
計	714	



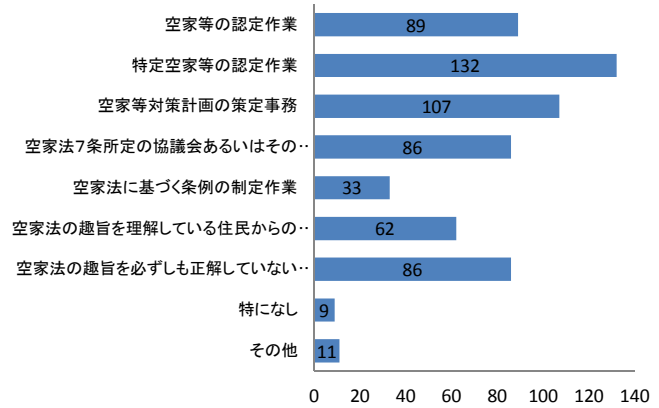
⑨その他(第1順位)

空き家所有者の特定作業(2)	23	
空き家所有者の特定(冬季, 税情報のないもの)		
空家等所有者への対応		
空家等の所有者が不存在である場合の対応		
空き家の所有者・相続人の特定		
空家等の所有者調査(市内全域実態調査含む)		
空き家の所有者の特定		
死亡した所有者名義である不動産の相続人全員の搜索		
所有者・相続者調査		
所有者の確知		
所有者の特定(3)		
所有者の特定及び連絡先の調査(把握)		
所有者の特定, 所有者への連絡		
所有者の特定のための調査, 相続人等に関する調査		
所有者調査(法定相続人等)		
所有者等の特定作業		
所有者特定作業		
所有者又は管理者の所在調査		
相続人の特定作業		
特定空家等の所有者等調査		
空家等に関する苦情に係る現地調査		11
空家等の苦情対応		
空き家に関する苦情や相談件数の増加及びその対応。メディアでの取り扱いが増えたことが原因と思われるが、施行前と比べ2倍程度となっている。		
空家法の適用とはならないような軽微な相談, 対応		
危険空き家に対する苦情対応		
苦情・相談リストの更新, 管理		
市民からの空家等の苦情対応		
市民からの空き家に関する相談, 問合せ, 苦情処理の対応		
草木の越境等, 軽微な内容の苦情に対する現地調査等の対応		
特定空家等に当たらないと思われる物件に対する苦情(特に雑草の繁茂)に対する対応		
法律の趣旨は理解していなくても, 空き家の近隣者から切実な相談が寄せられている。		
空き家に関する調査(所有者調査, 意向調査など)	6	
空き家の実態調査		
空き家の実態調査の実施		
空き家の実態調査の事務		
今年度空き家等実態調査業務を実施しているため。	7	
実態調査及びデータベース化		
空き家実態の調査確認及び措置に係る個別対応		
空き家の所有者・相続人調査, 所有者等への通知及び個々のケースへの対応(相談・協議等)		
空き家の所有者調査(特に相続が絡むもの), 特定空家等に対する措置		
空き家への苦情対応と, その空家の所有者等への適正管理の指導		
市に通報される問題のある空き家への指導・助言及び所有者(相続人)の特定作業		
住民からの相談に対する現地調査, 所有者等の確認及び働きかけ等の継続対応		
特定空家等の所有者調査及び所有者に対する指導等		

空き家所有者に対する継続的な助言・指導等	1
空き家対策に係る制度設計など、管理がされない空き家への対応(現場確認含む)	1
空き家対策の方向性の検討	1
新たな業務	1
関係各課との協議	1
庁内関係組織の事務局事務、空家法に関連する各自治体への調査事務、研修会	1
特定空家等の認定後の作業	1
法第14条の事務	1
不明・未定	11
その他	2

【第2順位】

	回答数	割合
① 空家等の認定作業	89	12.7%
② 特定空家等の認定作業	132	18.8%
③ 空家等対策計画の策定事務	107	15.2%
④ 空家法7条所定の協議会あるいはその類似組織の事務局事務	86	12.3%
⑤ 空家法に基づく条例の制定作業	33	4.7%
⑥ 空家法の趣旨を理解している住民からの相談への対応	62	8.8%
⑦ 空家法の趣旨を必ずしも正解していない住民への説明	86	12.3%
⑧ 特になし	9	1.3%
⑨ その他	11	1.6%
計	615	

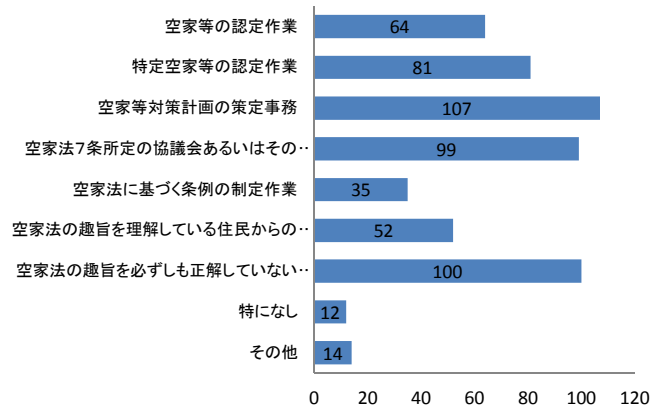


⑨その他(第2順位)

所有者の特定作業	3
所有者の特定、連絡等	
所有者(法定相続人)の確定	
空き家苦情処理	3
住民からの相談全般	
特定空家等に該当するか否かにかかわらず、空家等全般に関する苦情対応	
空き家減少、空き家を発生させないための独自施策に係る事務	1
空き家所有者を特定して連絡を取り、状況を説明して対応を依頼するまでの一連の事務作業	1
空家等への措置、対応	1
実態調査業務(全件調査)を遂行中であるため、現時点で具体的に回答できません。	1
特措法の対応状況等に関する国、各種団体からの照会対応	1

【第3順位】

	回答数	割合
① 空家等の認定作業	64	9.1%
② 特定空家等の認定作業	81	11.5%
③ 空家等対策計画の策定事務	107	15.2%
④ 空家法7条所定の協議会あるいはその類似組織の事務局事務	99	14.1%
⑤ 空家法に基づく条例の制定作業	35	5.0%
⑥ 空家法の趣旨を理解している住民からの相談への対応	52	7.4%
⑦ 空家法の趣旨を必ずしも正解していない住民への説明	100	14.2%
⑧ 特になし	12	1.7%
⑨ その他	14	2.0%
計	564	



⑨その他(第3順位)

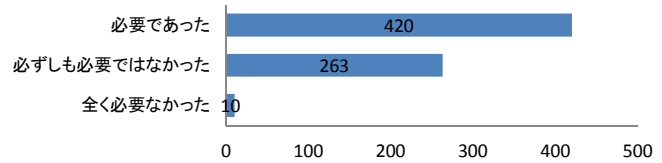
所有者特定	3
所有者の特定	
所有者や相続人の特定作業	
空き家の苦情への対応	2
市民からの苦情対応	
空き家所有者への適正な管理のお願い等の連絡	1
空き家対策システム等売り込みにくる業者の対応	1
空き家登録制度の立ち上げ	1
空き家の発生抑制に関する税制特例など、事前に十分な情報提供もなく急に創設された制度への対応	1
空き家の利活用	1
国や関係団体によるアンケート調査、空き家利活用事業を興したい業者等の営業対応	1
他業務に手を取られて計画が立てられない。	1

⑨その他(順位記載なし)

空き家施行について現在検討中のため、具体的な特定の事務はしていない。	1
データベース整備作業	1

問 4 8 貴自治体における空き家をめぐるとの状況及び対応の状況に照らして、空家法は必要だったといえるでしょうか。該当する番号1つを選択してください。

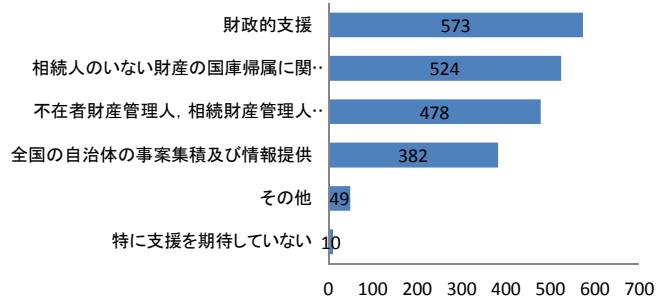
	回答数	割合
① 必要であった	420	59.8%
② 必ずしも必要ではなかった	263	37.5%
③ 全く必要なかった	10	1.4%
計	693	



1 3 空き家対策についての第三者との連携、支援体制について

問 4 9 空家法の施行について、国に対してどのような支援を期待していますか。該当する番号全てを選択してください。また、その他を選択した場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	回答数
① 財政的支援	573
② 相続人のいない財産の国庫帰属に関する関連民事法の整備	524
③ 不在者財産管理人、相続財産管理人の申立てに関する関連民事法の整備	478
④ 全国の自治体の事案集積及び情報提供	382
⑤ その他	49
⑥ 特に支援を期待していない	10
計	2016

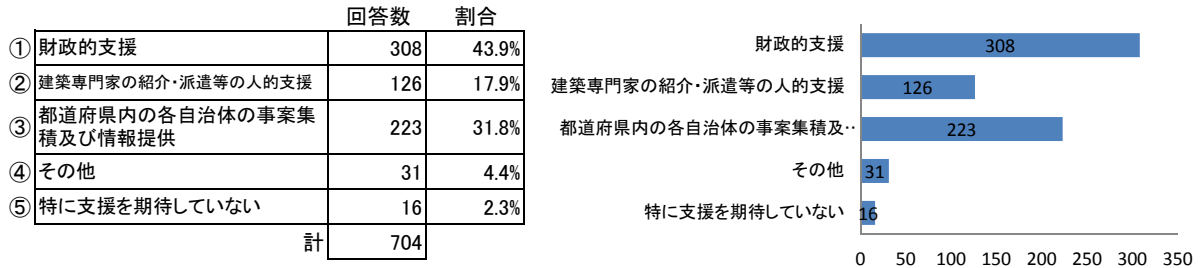


⑤その他

空家等以外の問題案件への法整備(周辺への悪影響は同様な案件に対する法的公平性の確保)	1
空家等、特定空家等の明確な認定基準の作成	1
空家と特定するための国勢調査の情報利用	1
空家法では解決できない相隣問題に関する民法の整理	1
空き家流通に関する民間部門へのインセンティブ	1
①の財政支援において、利活用を求めない除却のみの補助	1
固定資産税の特例	1
根本的な空き家の発生抑制に資する(例えば、建物を使用しないことに対する)税制改正	1
再建築が不可の物件に関する関連法の整備	1
市に対し、ペーパー的な支援も大切であると考えているが、民間活力を利用した人的支援等できないものか。	1
所有者特定に関する関連法の整備	1
新築時に予め解体費を徴収する税制度など所有者自らに必ず解体させる制度設立、空家の管理を逃れるためだけの期間後相続放棄をさせない制度の設立	1
新築住宅が自動車リサイクルのように資源循環する制度設計	1
人的支援、人材育成、代執行前の空き家所有者の財産調査の法整備	1
市街化調整区域における空き家活用の選択肢の拡大	1
市民(国民)への啓蒙不足(過度な税負担による除却等への期待感)	1
除却費用の支援	1
諸規制により住宅用地としての価値のない宅地への賦課の見直し	1
税制整備による空き家の除去の指導	1
税の特別措置に関する取扱い	1
相続税及び空き家利用する(した)場合等の税緩和措置等	1
相続税制、相続登記等の相続に関する法整備	1
相続登記等、土地・家屋の所有者を明確とし、管理義務を負う制度整備	1
相続登記に係る啓蒙	1
相続登記の推進(困難事例への対処)及び手続の簡略化	1
相続放棄、管理者不在物件等の国による収用	1
相談窓口	1
相隣関係の民法の改正	1
行政代執行後の相手への債権請求を強制執行できるようにしてほしい。	1
緊急を要する危険空き家への対応(緊急の修繕対応など)	1
現状に合った規制緩和等	1
建築基準法の再建築等空き家問題の起因となる制度の改正や規制緩和	1
個人財産を地方公共団体に処理させるのであれば、民事・刑事上強力な執行権を付与されたい。後に所有者よりその対応と処置をめぐり、訴えられたら割に合わない。	1
他法令との調整	1
中小規模の市町村では、専門性の高いこの業務は対応が難しいので、広域組織を作ってもらいたい。	1
抵当権を設定している金融公庫への情報照会手続きの整備、抵当権の抹消等	1
特定空家対策に特化しないための、住宅施策としての推進	1
土地・建物所有者が異なるとき、土地の所有者へも管理責任が及ぶように民法改正を。	1
長屋住宅を含む法整備	1
②に関連し、諸事情を勘案して国庫ではなく自治体へ帰属させることが可能となるような関連民事法の整備	1
抜け道のない改正及び、国庫の責任の強化(実質的に市町村に押し付けている状態になっている)	1
袋小路にある空き家や接道がなく再建築できないような空き家など、一般的に売却できないような物件について、隣接の所有者が取得できるような補助制度の新設を望みます。	1
不動産登記法の改正(所有者が変わった際に、不動産の登記が更新されていない場合があることへの対応)	1

不動産登記法の強化(建物登記等の義務化など)	1
民法の相続に関する規定の改正による相続手続きの実行性担保、固定資産税の住宅用地特例の適正運用のための指針・ガイドライン等の策定	1
もっとも重要な財政的負担を市町村に押し付けるだけの現行法では今後の推進は円滑にいかない。	1
略式代執行や費用回収が見込めない代執行についての全般的な支援	1
その他	2

問50 空家法の施行について、都道府県に対してどのような支援を期待していますか。該当する番号1つを選択してください。また、その他を選択した場合は、具体的内容も併せて記入してください。

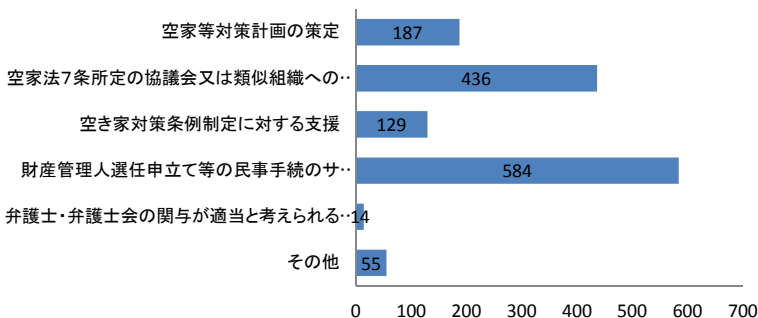


④その他

空き家以外の危険家屋を建築主事が空き家と同等に指導してほしい。	1
空家等対策推進に向けての市町村に対する適切な指導、助言	1
空家特措法等に関する高い知識と専門性	1
空家法指導対象の空き家について、建築基準法等ほか法による指導等を行うこと	1
空家法、租税特別措置法の運用に関する国への確認	1
空家法の適用されない空き家を建築基準法を用いての指導	1
基礎自治体(市町村)事務とされているが、指導・助言・情報提供にとどまらず、府内統一基準の提示や財政支援を具体化されたい。	1
国に同じ(もっとも重要な財政的負担を市町村に押し付けるだけの現行法では今後の推進は円滑にいかない)	1
建築基準法の再建築等空き家問題の起因となる制度の改正や規制緩和に向けた国への働きかけ	1
県では県内市町村と県が合同で特定空家の判断基準を制定した。近隣他市で判定基準に差が出ないように統一した基準の策定を求めたい。	1
財政基盤が弱く、人的余裕もない市町村に本業務を押しつけているのが「空家法」。県で全て対応されたい。	1
財政支援、人的支援、空き家所有者へ助言、指導	1
自治体間の連携	1
上級官庁として実務での問題について、本質を理解してもらえらる良き相談相手	1
除却費用の支援	1
所有者追跡等における自治体間連携の主導	1
税制に関する知識の養成のためのセミナー	1
相続人等が特定できない場合の対応における専門家の派遣等の人的支援	1
代執行など、専門的な人材育成のための研修開催など	1
中小規模の市町村では、専門性の高いこの業務は対応が難しいので、広域組織を作ってもらいたい。	1
町村レベルで地区をまとめた特定空家の判定制度化	1
特定空家等認定基準や措置手順などの標準	1
特定空家認定時において、県内の認定基準を一律にするために各市等の協議会等への職員の参加	1
都道府県内に限らない各自治体の事案集積及び情報提供(事案に対する措置等の手続きを含む)	1
都独自のガイドラインの制定	1
取りまとめ、意見集約し国へ要望を上げる。	1
入手しにくい情報(特に県外等)の収集、提供	1
法律、不動産関係者からの協力体制の確立や法律の運用に関する基準・マニュアル等の作成	1
補助金等について、空家等対策計画が策定されていない場合でも柔軟に活用できるよう、対応していただきたい。	1
その他	2

問5 1 空き家対策について、弁護士又は弁護士会が関与する意義があると考えられる分野がありましたら、該当する番号全てを選択してください。また、その他を選択した場合は、具体的内容も併せて記入してください。

	回答数
① 空家等対策計画の策定	187
② 空家法7条所定の協議会又は類似組織への参加	436
③ 空き家対策条例制定に対する支援	129
④ 財産管理人選任申立て等の民事手続のサポート	584
⑤ 弁護士・弁護士会の関与が適切と考えられる分野はない	14
⑥ その他	55
計	1405

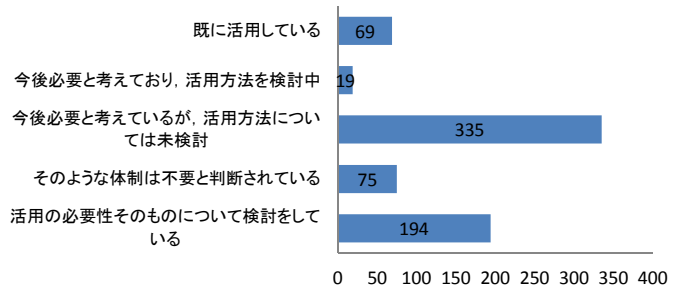


⑥その他

空き家所有者の特定作業	8
空家等になる前の相続家屋に対する所有者の把握の支援	
所有者調査	
相続人確定作業	
相続人の確定についてのサポート	
相続人の特定への助言	
弁護士法23条の2に基づく照会等、所有者調査に関する協力支援	
放置空き家権利者の調査(困難事案)	
空き家が引き起こす所有者や近隣住民とのトラブルの解決	1
空き家指導に関する法律の相談	1
空き家所有者に対する相談・情報提供	1
空き家対策全般の法律専門家のサポート(法律相談等)	1
空き家適正管理における所有者及び苦情者の相談	1
空家等、特定空家等の認定 行政指導(勧告、命令など)の手続き等の進め方	1
空家等の発生抑制や問題解決に向けた法整備に関する国への働きかけ	1
企業や複数の相続人がいる空家等の対策への知的サポート。空家等対策に関連して発生する法律問題に対するサポート。	1
行政処分等の実施に向けての助言	1
行政代執行等への助言	1
行政代執行に関する命令の内容、残存有価物の処分、換価における折衝などのコンサルティング	1
契約書がない(または明記されていない)場合の建物と土地の所有者が違う場合で庭などの管理者についての判断等	1
個人財産への行政介入に関する法的意見	1
財産の権利関係等の法律相談	1
自治体職員及び住民からの法律相談対応(空家対策は多くの法律が絡んでいるため)	1
自治体の弁護士相談	1
指導、勧告、命令及び行政代執行を行う際の助言	1
市民からの相談の対応	1
市民への広報	1
所有者からの相談等に関する相談	1
所有者とトラブルとなった場合のアドバイス	1
所有者や相続人等の相談窓口	1
所有者調査、権利関係の整理についての相談	1
所有者等の権利関係が複雑な場合等、個別事例の相談	1
施策(相談会等)のサポート	1
相続手続きを行えない又は、行わない方への相談	1
相続問題を抱える空き家所有者への相談対応	1
相隣問題を含む空家等に関する法的解決の手助け	1
措置に対する所有者等から異議申立てがあった場合などの相談	1
対応困難な空家等への相談	1
代執行後の費用の回収に対する支援、空家相談窓口での連携	1
代執行、代執行費用の回収、市民からの空き家に関する相談対応	1
地方公共団体が気軽に相談出来る窓口整備等	1
特措法適用に際し、適用される空き家の状態と裁判所の裁量の程度の情報等	1
特定空家認定から指導助言、勧告、命令、行政執行に至る事務手続きへの支援	1
幅広い相談業務	1
複雑な相続に関する相談	1
法的知識の少ない空き家所有者、空き家の周辺住民等への相談業務	1
ボランティア	1
民事上の争いにおける相談業務、施策・事業に関する法的判断	1
問題解決への糸口が相談できる協力体制	1
不明	5
その他	1

問5 2 貴自治体の空き家対策において、まちづくりに関する啓発活動・相談活動等を行うまちづくりセンター、あるいは空き家バンク等の第三セクターの活用は検討していますか。該当する番号1つを選択してください。

	回答数	割合
① 既に活用している	69	9.8%
② 今後必要と考えており、活用方法を検討中	19	2.7%
③ 今後必要と考えているが、活用方法については未検討	335	47.7%
④ そのような体制は不要と判断されている	75	10.7%
⑤ 活用の必要性そのものについて検討をしている	194	27.6%
計	692	

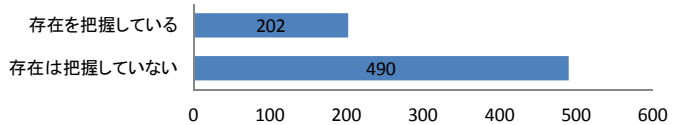


問5 3 問5 2において①又は②と回答された自治体にお尋ねします。具体的に活用している、あるいは活用を検討している組織の名称をお答えください（複数回答可。組織が複数ある場合は、回答欄中に全角カンマ「，」で区切ってご回答をお願いします。）。

（省略）

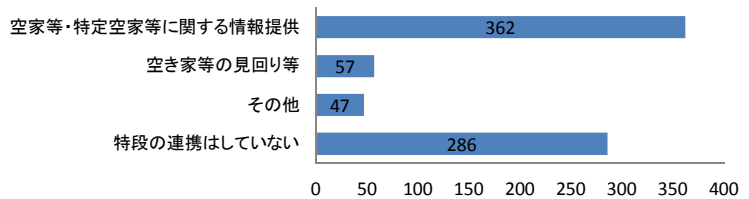
問5 4 貴自治体あるいはその周辺に空き家問題を取り扱っているNPOなどの組織の存在を把握していますか。該当する番号1つを選択してください。

	回答数	割合
① 存在を把握している	202	28.8%
② 存在は把握していない	490	69.8%
計	692	



問5 5 貴自治体において、自治会と連携して空き家対策を行っていますか。行っている場合、どのような分野で連携をしていますか。該当する番号全てを選択してください。また、その他を選択した場合は、具体的内容も併せて記入してください。

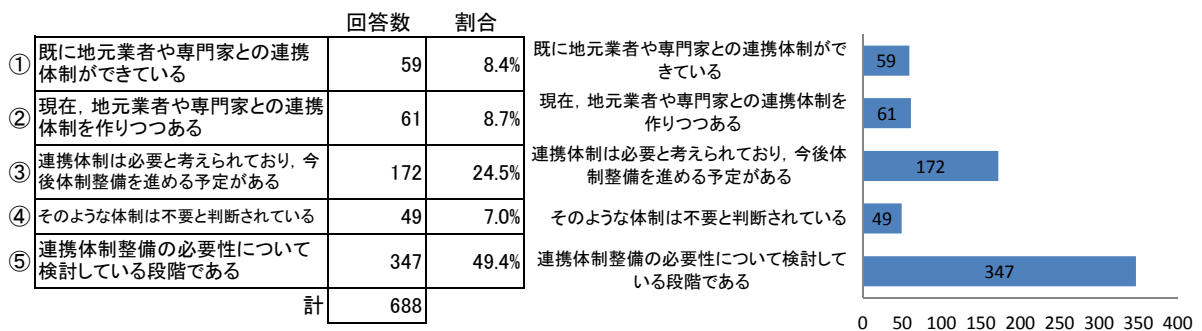
	回答数
① 空家等・特定空家等に関する情報提供	362
② 空き家等の見回り等	57
③ その他	47
④ 特段の連携はしていない	286
計	752



③その他

空家実態調査	9
空家状況調査の実施(H27)	
空家等の基礎調査	
空家等の実態調査	
空家等の実態調査(区域設定)	
空き家のアンケート調査	
空き家の実態調査(2)	
アンケート, 実態調査協力	4
空き家情報収集	
自治会単位による空き家の把握作業	
自治会ではないが、防災推進委員(地域住民)から「空家のおそれのある物件」や「空き家のおそれがあるかは問わず、管理不全の物件」について情報提供をいただいている。 住民からの相談を聞き取り、市へ伝えてもらっている。	
空き家の利活用(2)	5
住み替え住宅バンク	
利活用	
利活用できる空き家の登録への推進及び移住促進業務	5
空き家活用推進協議会を通じて、一部の自治会と連携し、地域ぐるみでの空き家対策の検討を行っている。	
空家等対策協議会委員	
空家等対策協議会への参加	
地域住民代表として協議会に参加していただいている。	3
法7条に基づく協議会の構成員となっている。	
空き家セミナー等に関する情報提供	
危険な空き家の未然防止を目的に開催するセミナー、個別相談会の周知	1
セミナー及び相談会の実施	
空き家対策を行う地域に対して、コーディネーターの紹介や活動資金の補助などの支援を行っている。	1
空き家に関する勉強会への出席	1
各分野で連携しており、今後空き家関連でも連携は可能と考える。	1
所有者の特定情報の収集。話し合いの場の一部仲介。	1
地域における空き家の発生抑制や活用に向けた調査・研究等	1
町内会、自治会等が自ら主体となり、管理不全な空き家について必要な措置を行う場合において、市に対して協力要請があったときは、市の所有車両による運搬等その他できうる範囲内において協力することができる。	1
特定空家等を自治会に買い取っていただき、補助金を使って除却していただいた。	1
老朽化の著しい空き家の応急処置	1
検討中・未定	11
その他	2

問56 貴自治体において、空家法7条に定める協議会又は類いの庁内組織とは別に、空き家対策について地元業者や専門家（弁護士、司法書士、建築士、不動産業者等）との連携体制を整備し、又は連携を検討していますか。該当する番号1つを選択してください。



問6 問4において①, ③, ④又は⑤と回答された自治体についてお尋ねします。貴自治体の条例の特徴を説明してください。(自由記載)

(回答順)	1	空家特措法と同等の内容です。
	2	緊急安全措置について規定あり。 ・空家の適正管理の義務付け ・勧告前の意見陳述手続き
	3	・特定空家等審議会の設置 ・緊急安全措置 ・相続財産管理人, 不在者財産管理人の選任
	4	空家等の安全な管理について, 所有者等の責務を明らかにするとともに, 空家等に係る事故, 犯罪, 火災等を未然に防止し, 及び良好な生活環境を保持することを図り, もって市民の安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。
	5	空き家に対する審議会の設置と緊急安全措置
	6	特定空家に属さない管理不全の空き家に対し緊急安全措置を講ずる。
	7	特措法とは異なり, 対象が居住を目的とした建物となっていること, 緊急安全措置を実施できること。
	8	空家法に定めのない緊急措置についての定めがある。
	9	特措法と大きく変わりません。 特措法にない部分として, 第17条(緊急安全措置)を盛り込みました。
	10	空家特措法の主旨に沿い, 自治体としての実情を考慮した内容となっています。
	11	長屋空家を対象, 公表制度・緊急安全措置の規定
	12	特に特徴はなし。
	13	老朽危険空き家に対し, 適正な管理を行うよう助言・指導・勧告を行う。対象となった老朽危険空き家に対し解体補助金制度を設けている。
	14	緊急安全措置 台風の接近時等において緊急対応措置ができることを定めた。
	15	特定空家等の認定に際し, 協議会に意見を聴くことができることを定めた。
	16	老朽危険空き家等の適正管理に関する規則を制定 協議会については, 生活安全推進協議会のなかに空き家除却部会を設け協議する。
	17	・規制だけでなく利活用を含んだ内容になっていること ・審議会の設置
	18	空き地についても適用。
	19	勧告・命令を特定空き家の指定をせずに行うことが出来る。 空家対策特措法とほぼ同じ内容となっています。
	20	なお, 本市の条例においては, 特定空家等の対象外となる防犯関連について, 対策の対象としています。 また, 条例中に対策協議会の設置に関する規定を設けております。
	21	空き家を空き家活用住宅として整備し, 所有者から原則無償で10年間借り受ける。

22	空き家以外に, 空き地についても対象としている。 命令に従わない場合は, 所有者の氏名公表を定めている。
23	特徴は特になし。 近年, 村への転居等を考えている方から, 空家等に関する問合せが増えています。役場では, これらの情報を把握していないため, 問合せに対応できない状況にあります。
24	一方, 空家等を長期間放っておくと, 廃屋や荒地になってしまい, 維持管理費も増大してきます。防災・防犯面でも問題が生じてきます。そのため, 空家等の処分・活用を考えている方から情報収集を行い, 村のホームページを利用して, 村への転居等を希望する方々に情報を提供することにより, 村内にある空家等を有効活用するとともに, 地域の活性化と定住の促進を図ることを目的としています。
25	老朽化が著しい空き家について, 危険な状態を回避するため, 市で緊急安全措置を講ずることができる内容とした。
26	緊急安全措置の規定を設け, 空家法14条の規定に基づく措置では対応することができない場合に備え, 即時執行に関して条例により独自に授權した。必要最小限の措置のみである。
27	条例のポイントは, 道路等に隣接した倒壊等のおそれのある空家等に対応するための「緊急安全措置」を講ずることができること。 空家等が原因で所有者と相手方間で生じた「紛争の解決」に対して, 市は, 基本的に干渉するものではないこと。 空家等対策協議会の設置や, 特定空家等に対する命令の措置を講じた場合に所有者等の不利益処分となる「公表」ができること。 その他, 空家等の問題に当たっては, 空家等の所有者等, 地域住民, 市が協働・協力して取り組む必要があるとの考えから, 「市民協働の理念」と各主体の責務と役割を定め, 空家等の適切な管理や活用の促進の取組みを推進すること。 などについて定めているところです。
28	空き家(現に人が居住その他の使用をしていない建物及びその敷地)の所有者, 占有者, 管理者は, 空き家に繁茂した雑草, 放置された廃棄物等を除去し, 附近住民の生活環境を害さないよう空き家を適正に管理しなければならないとし, これに違反する者に対して, 勧告, 命令ができるとしている。
29	特段特徴というものはありません。
30	空き家を有効活用しながら, 移住者による担い手の確保や, 地域力の向上を目的としている。
31	景観を重視した条例
32	市の責務, 所有者の責務, 市民の役割, 空家等対策計画, 審議会, 緊急安全措置について規定している。
33	特定空家になる恐れがある場合も指導等ができる。
34	法の規定と同様に指導から代執行までを定めるものである。また, 命令後の氏名公表も定めている。
35	特定空家等に倒壊・崩落等危険が切迫している状況であれば, 緊急措置として必要最低限の措置を行うことができる。
36	法律を中心に捉え, 不足する部分を条例で補完するものとした。 以下の項目について定めなし。 ①空家等対策計画の策定 ②協議会組織の定め
37	③空家等に関するデータベースの整備項目 ④空家等及び空家等の跡地の活用等の項目 ⑤特定空家等に対する措置 ⑥罰則の定め
38	特になし。
39	他の多くの自治体でも規定されているとは思いますが, 緊急安全措置の実施について規定している。

40	管理不全状態の空家等(特定空家等を除く)に対しては、条例により指導・勧告を行う。 長屋及び共同住宅の住戸についても、条例により対応する。
41	・空家法では対象外となっている長屋や共同住宅での空き家も対象とした。 ・勧告後、措置期限までに適切な対応がなされない場合、所有者情報の公開を可能とした。 ・応急措置について規定した。 ・審議会の設置について規定した。
42	空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか必要な項目を規定したものの。
43	・空き家等の活用を推進するため、普及啓発、支援等に関する規定を設けている。 ・所有者のほか、町会等の地域団体、事業者とも協力することにより、持続的な対策を目指している。
44	緊急措置に関することを定めている。
45	特になし。
46	空家法に定めているもの。
47	法に定めるもののほか、所有者等及び市の責務、即時の措置。
48	特措法6条(空家対策計画)関係を盛り込まなかった。 (7条関係)協議会ではなく審議会とした。
49	空き家の有効活用について規定。
50	旧条例の全部改正により法律と重複する部分(市及び所有者の責務、指導、勧告、命令等)は削除し、法律の定義等との整合を図った。 法律に規定されていないものとして、 ・市民等の役割(管理不適切空家等の市への情報提供) ・特定空家等ではない空家等の敷地のみの立入調査権限等を規定した。
51	命令違反があった場合、氏名公表ができる。
52	防犯や景観を目的として適正管理することとしている。
53	代行措置
54	緊急安全措置
55	倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、町民と地域の安全で安心な生活の確保と生活環境の保全を図ることを目的とする。
56	・空き家対策に加えて、まちなかの居住促進をうたっていること。 ・空き地も併せた内容としていること。
57	・区分所有された長屋を対象としている。 ・悪影響の原因に「防犯」を入れている。 ・危険回避措置として応急措置ができるようにしている。 ・命令措置違反に対して氏名公表を入れている。
58	特になし。
59	市及び空き家等の所有者の責務を明らかにし、空き家等対策に関して必要な事項を定め、生活環境の保全及び安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に寄与することを目的とした特措法を補完する条例であり、特措法にはない「公表」や「応急代行措置」に関する規定も定めている。
60	空き家のほか空地も対象としている。
61	応急措置の規定あり。

62	特措法との整合を図るとともに、特措法に定めがない「事業者の責務」や「市民の責務」を定め、また、特定空家等以外の空家等の所有者に対する助言・指導や、所有者等が不明な場合の緊急応急措置を定めた。
63	公表や緊急安全措置についても定めております。
64	空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、安全安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。 (情報提供)→(実態調査等)→(緊急安全措置)→(助言、指導及び勧告)→(措置命令)→(公表)
65	法律を補完するものとして、緊急安全措置条項を規定しています。また、特定空家等の認定について審議する附属機関として空家等対策審議会条項を規定しています。
66	空き家のみならず、居住・使用されているが管理不全状態にある建築物についても対象としている(老朽建築物等・ごみ屋敷)。
67	特措法に基づく改正のほかに、応急措置ができるようにしている。
68	特措法に基づき施行細則を制定。
69	特措法に基づき空き家の適正な管理を推進する。管理不全空地に対し、適正管理を促進する。
70	法の特定空き家に該当しない空き家で、老朽化、草木繁茂、衛生上有害な状況等の空き家を「準特定空家」の規定を設け、助言・指導、緊急安全措置、軽微な措置ができる規定があります。
71	空家等対策の推進に関する条例 空家法に定めるもののほか、空家等対策計画の義務化、必要な最小限度の応急措置を規定。 空家等対策協議会条例 協議会設置の義務化
72	・防犯上不適切な状態でも指導できる。 ・市が緊急安全措置を講じることができる。 ・不利益処分等を講じる空き家について、調査審議する対策審議会がある。
73	主に空家等対策計画の策定及び計画の実施を目的として制定した。
74	空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、空家等に関する対策の実施について必要な事項を定めるもの。(緊急安全措置を規定)
75	・指導等又は勧告に係る措置を講ずる所有者等に対し、当該措置に必要な資金を貸し付けることができる。 ・命令を受けた所有者等が、正当な理由なく命令に係る措置を履行しないときは、公表することができる。
76	①流通や活用の促進を図る観点から空家法で定義されている「空家等」に「空き住戸」と「空家等の跡地」を加えた「空き住宅等」を対象とし、空き住宅等の流通及び活用の促進や、空き住宅等の活用による住宅困窮者の居住の安定の確保を図る。 ②空家等の所有者の管理責任を明示し、空家等に対する緊急措置の規定や適切な管理がされない空家等への段階的な措置を規定するなど、市の実態に即した空家等の適切な管理を促進する。 ③適切な管理がなされず市民の生活環境に深刻な影響を及ぼす特定空家等に対して、空家法に規定している措置を円滑に実施できるように、特定空家等の認定などの手続きを定める。
77	長期にわたって、適正な管理をされないまま空き家等が放置され、管理不全状態となることを防止するため、所有者等に適正管理を促し、防災及び防犯のまちづくりの推進並びに生活環境の保全に寄与することを目的とするもの。
78	空き地も対象としている。また、危険な状態を緊急に回避するための緊急安全措置を規定している。

79	当条例は、空き家等が放置され管理不全な状態となることを防止することにより、町民と地域の安全・安心確保と生活環境の保全を図ることを目的としている。管理不全な状態とは、老朽化若しくは積雪、台風等の自然災害により建物その他の工作物が倒壊し、若しくは建築材等が飛散するおそれがある状態又は建物その他の工作物に不特定の者が侵入することにより火災若しくは犯罪が誘発されるおそれがある状態をいう。
80	市長の諮問に応じ、空き家等の適切な管理の確保に関する事項及び特定空家等に対する措置に関する事項を調査審議させる空家等対策審議会を設置することを定めている。
81	災害等による大きな被害が発生する場合において、被害を防止するために最低限の措置(安全代行措置)をとることができる旨を規定している。
82	主に空き家の適正管理について、定めており、特措法に定める特定空家でない空き家にも対応できるようになっている。
83	緊急代行措置
84	市内にある空き家等の管理を適正化することで、倒壊等の事故、犯罪及び火災を防止し、並びに衛生上の支障を除去し、もって安全で安心な住環境の確保に寄与することを目的とし、管理不全な空き家に対して、指導、勧告などの措置を行う。
85	建物等の所有者・管理者は建物等が管理不全な状態とならないよう自らの責任で適正に管理。
86	緊急代行措置、氏名等の公表、代執行、緊急安全措置の規定
87	法律に規定されていない代行措置についての条文がある。
88	代執行については記載なし。
89	・実態調査の結果、管理不全な状態が明らかな場合で、かつ、緊急を要するとき又は所有者等が判明しないときは、管理不全な状態を改善するため、応急の措置を講ずることができることと規定している。 ・条例の適正な運用を図るため、「空き家等審議会」を設置すると規定している。
90	特定空家と確認された土地・建物を町に寄付した場合、町の施工で空き家を解体することができる。
91	・住家・空き地を対象 ・応急危険回避措置、支援を規定
92	空き家の適正管理
93	適正管理
94	空き家・空き地の管理者に対して、適切な管理が行われていない場合、助言又は指導及び勧告を行うことができる。
95	空き地にも対応できる条例となっている。
96	空き家に関する条例は2つあります。まず、「老朽家屋等の適正管理に関する条例」は、空き家にかかわらず老朽家屋を対象とし、緊急安全措置の規定(所有者の同意が必要)があることが特徴。次に、「生活環境の保全に関する条例」は、空き家にかかわらず不良な状態にある建物及びその土地または土地のみを対象とし、公表、支援の規定があることが特徴。
97	空家等に対する調査、助言、指導、命令、公表、代執行に加え、緊急安全措置の規定となっている。
98	「緊急安全措置」に係る規定がある。
99	空家法に定めるもののほか、本市における空家等対策の実施について必要事項を定めています。 市民の生活環境保全の促進、空家等利活用の促進、市・所有者等・市民及び事業者の協働、これら3項目を基本理念とし、協議会の設置、緊急安全措置、関係機関との連携について定めています。
100	条例独自の規定として、命令不履行時の「公表」、危機を緊急に回避する必要がある場合の「緊急安全代行措置」を定めている。
101	空き家でない老朽建築物や防犯上の危険のある住宅の対象としている。

102	・応急措置 ・勧告前に弁明の機会 ・勧告に従わない場合、公表・標識の設置
103	①行政・所有者等・市民等が一体となって空き家対策に取り組むため、行政(市)・所有者等・市民等の責務について定めた。 ②本市の空き家対策の方針や方向性を明らかにするため、法の規定では策定することができることとされている「空家等対策計画」を、市長が策定するものとして定めた。 ③本市における空き家対策の推進にあたり、専門的な立場からの意見等を聴くため、「協議会」を設置することを定めた。 ④特定空家等が危険な状態にあり、かつ、市民等の生命、身体又は財産を保護するため、緊急に危険を回避する必要がある場合に、所有者等の同意を得て、危険回避に必要な最低限度の措置(緊急措置)を講ずることができることと定めた。また、当該特定空家等の所有者等を確知することができないときは、当該緊急措置を講じた後、速やかに当該措置に係る特定空家等の所在地及び措置の内容を告示することで緊急措置を講ずることができることと定めた。 ⑤市長は、危険な空き家の増加を抑制し、また、空き家及び空き家等の跡地を地域資源として活用するため、所有者等や市民等及び事業者と連携し、必要な対策を講ずるよう努めることと定めた。
104	特措法を遵守したもので、特に特徴はない。
105	特定空家等の解体助成についての取決めが盛り込まれている。
106	緊急安全措置を設ける。
107	特措法施行前の条例であり、現在も本条例にて指導・助言、勧告、命令等を行っている。 命令不履行の際には、氏名公表をする内容である。
108	空き家等の適正な管理に関し、空き家等の所有者等の責務を明らかにするとともに、空き家等が管理不全となったとき、又はそのおそれがあるときの措置について必要な事項を定めることにより、市民の安全と安心な暮らしを確保することを目的とする。
109	土地・家屋の適正管理をはじめ、ごみのポイ捨てや不法投棄、動物の飼養等の規定を設け、指導根拠を明確にした。
110	・正当な理由なく命令に従わないときは、氏名等を公表できる。 ・安全を図るため必要があると認める時は警察に協力を要請できる。 ・火災予防上必要な措置を講じる責務
111	指導及び勧告に従って改善を講ずる者に対し、公益上の必要があると認めるときは、当該措置に要する費用について、危険家屋と認めた空き家に限り、解体に対する補助を行うことができる。
112	空家等対策条例は、老朽化し、管理が適正にされていない建築物等に関して、主には制定をしている。
113	特定空家等の所有者等がやむを得ない事情で対応できない場合に、区が対応を代行することができる「安全代行措置」と、空家等が放置されることで、道路、公園などの公共の場所において、人の生命、身体、財産に危害が及ぶおそれがあり、所有者等に対応させる時間的余裕がないとき、区が必要な措置を講じることができる「緊急措置」を規定した。
114	・所有者等における管理責任の義務を明確化 ・市の責務を規定 ・市民等、地域(自治会等)、関係機関等の役割と市との連携 ・特定空家等に至らない状態だが危険性のある空家等を「管理不全空家」として指導できること ・特定空家等及び管理不全空家に対する緊急安全措置ができること ・協議会の設置と役割

115	法に定めのない規定としては「命令代行措置」、「命令に従わない者の住所及び氏名の公表」を定めている。
116	「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいた空家等対策を進めるとともに、空家等の関係者の責務等を明らかにしながら、市民や地域にも一定の役割を担っていただき、空家等の予防及び活用を推進することが盛り込まれています。
117	空き家の適正管理について所有者の責務を明らかにするとともに、危険空き家の倒壊等による事故を未然に防止するため必要な事項を規定した。また、緊急に危険を回避するため市が危険空き家に対し、必要最小限の応急措置を行える緊急安全措置の規定を置いた。
118	「安全安心まちづくり推進条例」H17.12施行 防犯対策としての空家管理
119	独自規定として応急措置や命令に従わない場合の所有者等の氏名の公表について定めている。
120	特になし。
121	環境の美化に関し、町、町民等及び事業者の責務その他必要な事項を定めることにより、まちの環境の美化の促進と美観の保護を図り、もって美しいまちづくりを推進することを目的とする。
122	主要構造部が朽ちている等の建築物で台風等で倒壊する危険性がある管理不全な空家について、指導・勧告・命令・公表ができる。
123	そのまま放置すれば特定空家等となるおそれがある空き家の所有者に等に対し、必要な措置について、助言指導することができる。警察その他の関係機関へ必要な協力を求めることができる。
124	概ね空家法に近い内容ですが、応急措置についての定めがあります。
125	空家等対策における「事業者の責務」及び「市民の責務」を規定。
126	・緊急安全措置を行うことができることを規定している。 ・措置を講ずることを命令したときに、所有者等の住所及び氏名を公表することができることを規定している。
127	適切に管理されていない老朽空き家の所有者に対し、助言・指導、勧告、命令、行政代執行、緊急安全措置を行うことができる。行政処分を行おうとするときは、空き家審議会に意見を聴かなければならない。
128	特になし。
129	適切な管理が行われていない空き家等の対策を円滑に実施するため特定空家等審査会を設置し、特定空家に該当するかを判断し、助言等を行う。
130	市の空き家等対策の特徴は、「市民・自治会・議会・行政が一体となって取り組む」ということです。条例の中身ですが、自治会からの要請で行政措置を行います。また、本来、行政代執行を行う場合、議会の議決を必要としますが、当市では、強制権を発動する代執行では、市民の代表である議会の議決を必要とし、一段高いハードルを設けております。跡地有効利用することに対する補助金メニューとして、所有者の同意を得て、自治会が跡地を有効利用する場合は、補助率4/5、上限200万円を補助します。所有者が不明で緊急に対応しなければならない場合、ロープ、立入禁止看板、養生措置等の危険予防措置対応を行います。
131	適正な管理がなされていない空家等を発見した市民からの情報提供を受け、所有者に指導や命令を行い市民の安全を確保することを目的としている。
132	他の自治体を参考に条例を制定した。条例違反した場合の公表及び代執行の規定がある。
133	本市の廃屋対策条例では、危険な状態で放置されている廃屋のみ対象としています。条例の内容は、調査、助言、勧告、公表までとなっています。

134	特措法に基づく施行条例であるが、独自規定として、 ・応急措置 ・市民による情報の提供（通勤、通学路等に特定空家等と思われる建築物がある場合に、市に対して情報を提供する） ・実施体制等（庁内体制の整備と関係行政機関との連携） ・特定空家等の認定基準 ・特定空家等に対する措置を講ずる場合の判定基準 がある
135	緊急安全措置の規定
136	緊急安全措置についての記載あり。 本市条例において、空家法に規定されていない規定は、主に以下の規定がある。
137	・長屋及び共同住宅の一部空き住戸を、空き家等として規定 ・空き家対策における、事業者、市民等の責務 ・特定空き家等になることを予防するための助言・指導等 ・所有者に代わって本市が特定空き家等に対する措置を行う、緊急安全措置及び軽微な措置
138	市内の空き地、空き家等の適正管理にかかる所有者等の責務を明らかにし、安全で良好な住環境の整備を図ることを目的とした条例
139	空家特措法に合わせ「措置」に係る規定を改正し、空家等対策計画の策定についての規定を新たに定め、本市独自の規定として「緊急安全代行措置」の規定を定めている。
140	空家等の適正な管理を図ることにより、市民と地域の安全及び安心の確保と生活環境の保全を行うことを目的とし、空家等所有者等の義務を明確にし、空家等所有者等への指導助言・勧告・命令及び代執行・安全代行措置・緊急安全措置を規定している。
141	特措法にて定めていない、審議会(協議会)の設置、緊急安全措置を制定。
142	条例上の空家等の定義を「現に使用がない建物等」とし、建物等が空家等となった時点で立入調査や即時執行等を可能としたこと。
143	市及び空家等の所有者等の責務の明確化 緊急安全措置の規定
144	・空き家倒壊等による被害防止の目的 ・空き家所有者に指導・勧告・公表することができる。 ・所有者が確知できない時に、緊急的被害防止措置をすることができる。
145	特別措置法と一体的に運用を図り、利活用と適切な管理を規定している。 ・市民等に情報提供の義務づけ ・緊急安全措置
146	空家等の定義を定め、所有者等の責務を明記する。また、所有者等は空家等の適正な管理を行い、もし空家等が管理不全な状態になった場合には、助言又は、指導、勧告、措置命令公表、危険回避措置を行っていく。最終段階として行政代執行も含まれている。
147	特に特徴はない。
148	特措法上の特定空家等に対する措置のほか、公表等の措置を設けています。
149	危険な空家を対象にしており、建築基準法を補完する位置づけとなる。助言、指導、勧告、命令、公表の規定を定めているが、命令を執行することにより、行政代執行法の運用が可能である。
150	・応急措置の規定がある。 ・空家等対策協議会の規定がある。
151	緊急安全措置を講ずること。

152	空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づく協議会の設置条例
153	当町の条例は概ね法律と差異はないが、①空き家等の危険な状態が切迫し、かつ、その危険な箇所が建物又は道路法第3条第2号から第4号までに規定する道路に隣接している場合において、当該状態を回避するために必要な最低限度の措置を講ずることができる、②空き家等の所有者等が命令に基づく措置を期限までに講じないときは氏名等を公表する、という規定がある。
154	法定による助言・指導の前に、所有者等に自主的な管理を促すため情報提供の規定を整備。 緊急安全措置の規定による代執行以外の対応。
155	空き家の発生予防、活用、適正管理、跡地の利用に加えて、緊急安全措置を規定。
156	空家等の所有者に対し管理不全な状態の改善命令を行い、正当な理由なく命令に従わない場合は当該空家等の所有者の氏名及び住所等を公表することができる。
157	空き家対策に加え、空き地についても対象としている。
158	空家法の公平かつ円滑な運用が主な目的。 独自規定として、①町民による特定空家等の情報提供、②特定空家等の認定、③審議会の設立(特定空家等の認定、特定空家等の措置に対する答申)、④緊急安全措置(人の生命、身体又は財産に危害を生じる危険が生じる危険が切迫した場合に、これを回避するための必要最低限の措置)
159	法の特定空家の内容に満たない程度の不適切な管理状態について助言、指導を行う。 法制定前からある条例について、法と整合を図るために平成28年4月付で条例改正を行った。
160	独自の内容はなし。
161	空き家の適正管理を図ることにより、防犯のまちづくりを推進することを目的としています。
162	特になし。
163	①「空き家の有効利用」に係る努力義務規定を設けた。 ②即時強制規定として「緊急安全措置」の条項を設けた。
164	空き家等が緊急に危険を回避する必要がある状態にあり、かつ、当該空家等を放置すると市民等に重大な危害を及ぼす恐れがあると認められる場合は、当該危険を回避するため必要最小限の措置(以下この条において「緊急安全代行措置」という。)を行うことができる。また、空家等が管理不全な状態の場合(特定空家等)で、当該空家等が属する町内会、自治会等が自ら主体となり、管理不全な状態を回避するための必要な措置を行う場合において、市に対して協力要請があったときは、市の所有車両による運搬等その他できる範囲内において協力することができる。
165	適正に管理されていない空き家に対しての行政指導等の根拠となるものです。 主に、空き家法の第14条と同じ中身です。相違点としては、危険性が切迫している時に「応急措置」を可能としている点です。また、条例に基づく「勧告」には、固定資産税の住宅用地特例からの除外は伴いません。
166	空家に関する施策としては、法施行以前からいわゆる定住施策として空き家紹介事業を展開している。 法にある特定空家等と示されるいわゆる廃屋対策として、建設部局が対応することになっている。
167	空家特措法の特定空家等を除く管理不全な空家等を条例の対象としています。また、条例に規定している命令に違反した者の公表については、法第14条第3項の命令に違反した者に対しても適用することとしています。
168	空き家・空き地における管理責任を明記。 空き家・空き地における有効活用の促進。

169	・空家等所有者等について適正管理を義務化 ・法による命令に従わない場合の公表 ・空家等への最小限度の応急措置ができる。 ・審議会の設置
170	空き家である、ないにもかかわらず建築物の適正管理について条例内で明記している。 特措法第14条第2項の勧告の前に所有者等に意見を述べる機会を与えている。 建築物等の所有者が不明であっても危険な状態が切迫している場合等に応急措置を講ずることができるようにしている。
171	管理不全な状態の建物等に係る管理の適正化の措置について、必要な事項を定めており、空き家に限らない。条件により、市長は緊急措置として、危険回避のための最低限の措置を講ずることが出来る。
172	指導・勧告・命令・公表の措置により、適正な管理を促す。
173	命令に従わない場合の氏名公表
174	・対象に「空き地」も含まれている。 ・緊急安全代行措置の規定がある。
175	当市条例は、平成25年2月に施行し、空家の所有者に適正な維持管理を義務づけるとともに、当市が空家の所有者に必要な措置を勧告できることなどを規定している。
176	緊急的な危険回避の措置、特定空家等の所有者等に対する措置に係る諮問機関としての審査会及び特定空家等に対する勧告に係る標識の設置について規定。
177	特措法を補填する条例であり、いくつかの要件に該当する案件に対して、急迫した状態を回避するため、緊急安全措置を講ずることができる。条例の適正運用のために審議会を設置している。
178	独自規定として、「人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため必要な最低限度の措置を講ずることができる」という、応急措置を設けている。
179	・空家及びその敷地以外に空き地を対象としている。 ・指導、勧告、命令、氏名等の公表、命令代行措置、行政代執行について規定している。
180	・応急措置 ・公表・標識の設置
181	緊急安全措置、応急措置の規定、長屋への対応。
182	空き家等の適切な管理及び活用の促進を図ることにより、市民が安全で安心に暮らせるまちづくりの推進に寄与するもの。
183	空き家の適正管理及び有効活用に関し必要な施策を適切に講ずるよう努めるもの。